

# 小さき兄弟たちの会則と現代

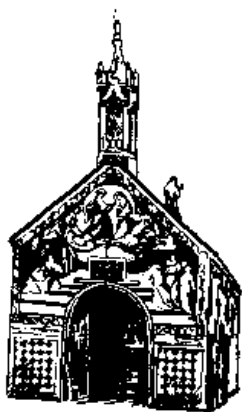
創立800周年を迎えるために

1209-2009



2008年

フランシスコ会日本管区



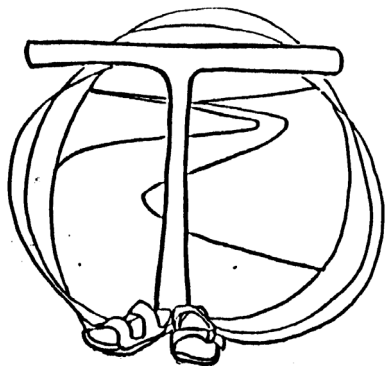
## 前書き

2009年は小さき兄弟会の会則が口頭で認可されて800年になります。この800周年を祝うために私たちは様々な企画を予定しています。その一つとして会則に関する三冊の単行本の出版を計画していますが、この小冊子「小さき兄弟たちの会則と現代」は、それに先立ち、今年から来年にかけて開かれるOFM日本管区生涯養成コースの準備に役立つようにと考えて編集しました。

この小冊子には、1988年秋にアシジで開かれた小さき兄弟会の修練長国際会議でなされた兄弟フェルナンド・ウリベによる講演「今日の会則」、それに2006年のアシジ臨時総集会でなされた講演から、グレゴリアン大学教授フェリーチェ・アクロッカ師による「小さき兄弟たちの会則：記憶と預言との緊張関係にある生活に関する規則」とドイツ合同修練院の修練長兄弟コルネリオ・ボールによる「今日の福音生活のあり方を提示する会則」の三つが収められています。

2006年の総集会での講演はイタリア語でなされました。OFM総本部のウェブサイトから講演の録音ファイル（MP3）とイタリア語原稿、英語訳とスペイン語訳の文書ファイルをダウンロードすることができます：<http://www.ofm.org/capgen06/> また、兄弟フェルナンド・ウリベの英語訳原稿は、管区本部までE-mailで連絡すれば添付ファイルでお分けします。E-mail : [ask@ofm.jp](mailto:ask@ofm.jp)

2008年8月11日 聖クララの祝日



## 目次

1) 今日の会則.....	7
フェルナンド・ウリベ	
いくつかの疑問点.....	9
危機のうちにある三つの要素.....	10
1. 規則に縛られるのを嫌う傾向.....	10
2. 還元主義者の霊性.....	11
3. 聖フランシスコの著作への関心が再び高まっていること.....	12
健全な発展.....	13
会則は重要である.....	14
神の示しを受けたテキスト.....	15
「会則」の主要なテーマ.....	16
「会則」の養成面での重要性.....	19
終わりに.....	21
2) 小さき兄弟たちの会則.....	25
フェリーチェ・アクロッカ	
会則と向き合った教皇たち：グレゴリウス9世からニコラウス3世まで.....	28
共同体派とスピリチュアル派の大論争.....	31
守るべき規則と福音的勧告：長い歴史の始まり.....	34
オブセルヴァンテス派の台頭からカプチン派の始まりまで...35	
会則とその純粋さ：隠遁所についての要求.....	38

法的アプローチの優勢.....	40
「会則と生活」の心.....	44
歴史の教訓.....	46
<b>3) 今日の福音生活のあり方を提示する会則.....</b>	<b>51</b>
<b>        コルネリオ・ボール</b>	
はじめに：「閉じてしまったテキスト」の危機　－　対話への招き .....	51
1. 主題：会則とコミュニケーションプロセスとしての会則解 釈.....	53
2. 説明：開かれたテキストに見られる「隙間」.....	56
2.1 テキストの違和感.....	56
2.2 創立の恵み.....	57
2.3 誓約した会則.....	59
2.4 生活と必要.....	61
2.5 主の霊の働き.....	65
2.6 福音、そして主と教会との関係.....	67
2.7 兄弟フランシスコ.....	69
3. 評価：今日の福音生活のダイナミズム.....	70
3.1 会則に慣れ親しんでいることに気づく.....	70
3.2 会則のダイナミズム：「より以上のもの」をめざす...73	
結論：「兄弟レオへの手紙」に照らしてみた会則.....	74

## 今日の会則

フェルナンド・ウリベ, OFM

最近認可された小さき兄弟会の「会憲」は、第5条(2)に修道誓願の公式文を含んでいる。この公式文は二つの部分に別れ、その第一部は重要である。ラテン語では以下のようにになっている。

Ego, Frater N.N., divina inspiratione impulsus ad vestigia Iesu Christi pressius sequenda, et ad Evangelium fideliter observandum, in manibus tuis, frater N.N., voveo Deo omnipotenti vivere toto tempore vitae meae(vel:per...ann..) in oboedientia, sine proprio et in castitate, et profiteor vitam et Regulam Fratrum Minorum a Papa Honorio confirmatam observare, secundum Constitutiones generales Ordinis Fratrum Minorum. (私、兄弟〇〇は、神の息吹きに促されて、イエス・キリストの御跡に一層近く従い、福音を忠実に守るために、私の全生涯(または:この〇年間)、従順、無所有、貞潔のうちに生きることを、兄弟◇◇の權威の下に、全能の神に誓います。また、ホノリオ教皇によって認証された小さき兄弟会の生活と会則を、小さき兄弟会の会憲に従って、常に遵守することを約束いたします。

見て分るように、この公式文は二つの約束からなっている。最初の約束は **voveo...vivere** (私は～を生きることを誓います) という動詞によって表現されている。次の約束は **profiteor..observare** (私は遵守することを約束いたします) という動詞によって表現されている。私はこの第二の約束に問題を絞りたい。「私は遵守す

ることを約束いたします」という動詞が表している行為は、「小さき兄弟会の生活と会則」という言葉にどのように直接的に関わっているかに注意しよう。「小さき兄弟会の生活と会則」という言葉は「遵守する」という述語の目的語（複数）である。しかし、その一方で、誓約の目的語（単数）は「小さき兄弟会の生活と会則を遵守する」である。

聖フランシスコの著作の中で、「約束する」という動詞はほとんどいつも「誓約する」という語と同義である（例えば、裁可会則 I 2 および II 14. を参照。また未裁可会則 II 13、II 24 そして V 17 を見よ。また遺言 24 を見よ）。これは当時の用法であった。私たちが「誓願 *professio*」という語で呼ぶものは、中世には「約束 *promissio*」と呼ばれていた。当時、*profiteor* という動詞は「遵守する」という語と結び付けて使われており、小さき兄弟会の基本的な約束を現わす、あるいは思い起こすための非常に重要な節の中に見られる（全キリスト者への手紙第 2 版 64、第 2 会則 I 2、II 11; X 3; 4）。

残念ながら、上述したラテン語の誓願文では、フランシスカンの精神に深く根ざした「約束 *promitto*」は使われていない。その代わりに、「遵守する *profiteor*」が好んで使われているが、それは、法的な理由によるものであろう。いずれにせよ、「遵守する」という語の意味はフランシスコの「約束」と基本的に同義であり、「生活と会則を遵守する」といった、この聖人独特の用法との関連においてみた時、それは明らかである。

結論として、ある人が「小さき兄弟会の生活と会則を遵守することを約束する」とき、その約束は「生きることを誓う」とほとんど同じレベルである。この約束の第二の要素が誓願の公式文の



第一の要素と密接に結び付けられているように見えるのには理由がある。

少なくともフランシスカンの兄弟性の独自性そのものが「会則」を守る約束を要求しているのであるから、この単純な結論は、「会則」が小さき兄弟会にとって極めて重要であることを示していると思う。「会則」を誓願する者は、それによって、教会とこの世界において特別な性格を帯びる。つまり、彼らは「より小さな兄弟」という特徴を持ち、神の国を築く特別な使命を与えられるのである。(第二バチカン公会議「修道生活の刷新・適応に関する教令 *Perfectae Caritatis*, no.2 参照)。

## いくつかの疑問点

次のことを問うてみよう。会則は、信念と実践に関しても、現代の私たちの生活の中で本当にこのように重要であろうか。私たちフランシスカンがこの世界に示すイメージは、人々が期待する、「会則」によって作られてきた典型的な小さき兄弟をどの程度反映しているだろうか。

私がこのような問いかけをするのは、「会則」を遵守するに当たって、私たちの弱さや限界といった道徳的な立場からではない。むしろ、私の問いかけは、特に第二バチカン公会議以降に生きる私たちの危機的な時代の産物なのである。

特に、私は、「会則」がもはや小さき兄弟会の重要な基準点ではなくなって来ていることを指摘したい。かつては、私たちはよく「会則」を黙想し、論じていたし、毎週それぞれの修道院で読んでいたし、内容をそらんじてさえいた。しかし、今では、日常生

活の中で顧みることがめったにない。修練期の間に学ばれる科目の一つに過ぎぬものとなっているようだ。この変化をどう説明したらよいだろう。不注意、倦怠、敬意の欠如、それとも単なる拒絶なのか。多分そのすべてだろう。

## 危機のうちにある三つの要素

私は、この危機を誘発し、それゆえ論じるに値する三つの要素があると思う。すなわち、(1) 規則に縛られるのを嫌う傾向、(2) 曖昧な還元主義的靈性、(3) 聖フランシスコの著作への関心が再び高まっていること。

### 1. 規則に縛られるのを嫌う傾向

フランシスコ会の歴史を見てみると、規則に縛られるのを嫌う傾向は、それまでの「会則」の解釈方法を拒否するという形で現れている。普通、このような傾向は、「会則」それ自体を拒否するのではなくて、「会則」の解釈の仕方を拒否するという形で現れた。それは「会則」という法そのものの拒否ではなく、「律法主義」、つまり、時には厳格で、法の精神に欠けるような計算し尽くされた法律万能主義の拒否だったのである。

13世紀および14世紀の初めに教皇が繰り返し発布した勅書や決定書の結果、「会則」注解者は、「会則」の規定のある部分は大罪という脅しをかけて拘束していると結論付けた。そのように拘束している規定の数は一般的に24箇所あると考えられていたが、中には25、28、36あるいは61箇所あると考える注解

者もいた。その結果、「会則」は偏った見方をされ、その教訓的要素にのみ注意が向けられ、福音書から啓発された励ましの部分はほぼ完全に無視されたのである。このような律法主義的解釈は、会の中に一連の緊張と疑問を生んだ。兄弟たちの多くにとって、「会則」はもはや、生活様式 (*lex fundamentalis*) に靈感と刺激を与える文書ではなく、単に制限と禁止を加える規則にすぎなくなったのである。「会則」が不評を買ったのは、当然の成り行きである。

不満の嵐は1967年の総会の時にピークに達した。この時、総会に出席した代議員たちは、「会則」に関する教皇の公文書を破棄するように要求した。続いて、総長は公式にこの要求を教皇庁に提出した。そして、それは修道者・在俗会聖省により好意的に受理された(1970年2月2日付けの書簡)。大半の兄弟たちにとって、これは不安の解消をもたらしたが、ある者たちの心には、「欲求不満、挫折感、無謀なことをしている感じ、未知の海岸に向かって逃げている感覚」を呼び覚ましたのである (Armando Quaglia, O.F.M., *La Regola Francescana. Lettura storico-esegetica* [Assisi, 1987], p.9)。このことは、「会則」の中で扱われているある種の問題については律法主義的価値観が与えてくれる安心感を必要とする人々が、まだ会には存在することを示したのであった。そして、それだけでなく、律法主義がおそらくこの危機的な問題の最終解決を妨げていることをも示していたのである。

## 2. 還元主義者の霊性

この還元主義という言葉で私が伝えたいのは、福音さえあれば、私たちの生活の根本的規範は充分であるとする態度である。この考え方は別段目新しいものではなく、第二バチカン公会議の「修道生活の究極的な規範は、福音の中に提示されているキリストに従うことであり、これは全ての会によって最高の会則として守られなければならない」(Perfectae Caritatis, no.2)という言葉から新しい刺激を受けている。これは会則の冒頭の部分「小さき兄弟たちの会則と生活は、私たちの主イエス・キリストの聖福音を守り・・・生きることである」(裁可会則 I.1)によって裏付けられている。そこで、次の疑問が出てくる。もし福音がキリストに従うための基本的な基準であるなら、なぜ「会則」が必要なのか。聖フランシスコ自身が福音は私たちの模範であり、私たちの約束の中心であると声明したのなら、「会則」は私たちの生活の中でどんな役割を持つのだろうか。

私たちがいみじくも「福音還元主義者」と名付けたこの立場は、どのように説明しても曖昧としている。しかしながら、ここは、この問題を論じたり、分析したりする場ではない。ただ、少なくとも「会則」の評価についての危機を増大するものであるとは言えるであろう。

### 3. 聖フランシスコの著作への関心が再び高まっていること

最近聖フランシスコの著作がポピュラーになり、研究が盛んになったというのは、周知のことであり、興味深いことである。このようなことはフランシスカニズムの歴史の流れの中では、かつて見られなかったことである。それは、19世紀の最後の10年

間に始まり、我々が知る限り何年間も専門家に限定されてきた。しかし、この30年間で、それはフランシスコ世界のあらゆるレベルに広がってきた。

この現象は「会則」の解釈に大きな影響をおよぼした。「裁可会則」の研究に対する様式史研究の方法の適用は、フランシスコの他の著作の研究にも影響を与えた。この方法によると、「会則」の文学的構成（文体）には特別な状況が絡んでいるため、少なくとも、「未裁可会則」、「遺言」、そしていくつかの「手紙」のようなフランシスコの重要な著作を利用することが必要となる。

このような研究方法には厳密な方法論が要求される。そういう方法論を用いることは良いことであり、必要でさえあるが、それによってある人たちには間接的に否定的な結果をもたらした。つまり、「裁可会則」を過小評価することになってしまったのである。それはおそらく、律法主義的なメンタリティの無意識の反映であり、今日「会則」の評価における危機に影響を与えているいくつかの要素の一つである。

## 健全な発展

もし、上述した三つの要素、及び、おそらく影響を及ぼしているその他のすべてのものに照らして危機が分析されるなら、次の段階に移ってもよいだろう。特に、危機によって、「会則」に対する私たちの態度が磨きあげられる（krinein:「検討する」、「厳密に調べる」）なら、それは正しい。それだけでなく、「会則」を評価するに当たり、私たちの中に、新しい精神、新しい見方を生み出すのに役立つだろう。

## 会則は重要である

新しい見方に立てば、「会則」は現代でも重要な意味を持つということが再発見できる。「会則」が私たちに関心のあることがらを扱っている限り、また、答えを内包するような質問をさせてくれるような時、そして、現代のいくつかの諸問題に解決策を与えてくれると思われる時、「会則」は私たちにとって意味あるものとなる。

しかし、現代の状況における「会則」の重要な意味を見出すのは容易なことではない。なぜなら、「会則」は感情も色もない、抽象的な法律文書の体裁をとっていないからである。それは、独特な生活体験を反映し、過去の特定の時代を扱っているという点で、歴史的な文書である。「会則」にはそれが形成され、成長してきた生きた背景（Site im Leben）がある。しかも、それが書かれた言語は800年も前のもので、必ずしも現代の私たちに分かりやすいものではない。その上、それは、特定の状況に対応するために書かれたものであり、その状況は多くの点で私たちの状況と似通ってはいても、必ずしも同じというわけではない。

それゆえ、「会則」を意味あるものとするのは、「会則」を愛をもって読み、忍耐強く研究し、それが生まれた時の歴史的状況を踏まえて解釈しようと試みることなのである。私たちは「会則」に、現代のあらゆる状況に対応できる魔法の処方箋を求めることはできない。「会則」の精神を読み取るためには、文字に捉われてはいけない。「会則」を形成するに至った基準と「会則」に命を与えた諸原則がどのようにしてできたのかを知らなければならない。

なぜなら、それらは実際的な価値を決して失っていないからである。逆説的に聞こえるかもしれないが、歴史的文書というものは、過去に固く立脚してこそ、永続的な説得力を持ち、未来に光を当てることができるのである。

## 神の示しを受けたテキスト

現代世界における「会則」の持つ意味についてこれまで考察してきたが、これにもう一つ大切なことを付け加えたい。それは「会則」が神の示しを受けたテキストであるという事実である。私がここで言っているのは、フランシスコの書き物の中で後代の資料がフォンテ・コロomboで作られた「会則」に与えている意図的で、半ば寓意的な物語のことではない（特に、ペルーシアの伝記 17 と完全の鑑 1 にあるような）。「会則」が神の示しを受けているというのは、それが一語一語聖霊によって口述されたという意味ではない。「会則」は一般的な方法で、つまり、内容をよく考えた上で草案にし、それについての助言を仰ぎ、訂正を加え、そして最後に公式の認可を求めるといふ、ごく普通の方法で書かれたと私は考えている。だとすれば、「会則」は明らかにフランシスコ一人の手になるものではなく、兄弟たちと教会との協力のもとに生まれたものである。しかし、だからと言って、ランシスコのカリスマ的なしるしが「会則」に何も残っていないという意味ではない。

しかし、何よりも聖霊の働きが「会則」の基本となっていることは確かである。フランシスコはこのことを確信し、「遺言」の中ではっきりこう言っている：「いと高きお方が自ら、聖福音の型（forma）に従って生活すべきことを、啓示してくださいました。

それで私は僅かな言葉で単純にそれを書きしるさせ、教皇は私のために裁可してくださいました」(14-15)。つまり、彼は、「会則」の本文は神の示しによるものであることを確信していたのである。この心的態度は、彼の全生涯を導く信仰に基づくものであり、その信仰は祈りによって生まれ、強められた。彼の確信を、チェラノは多くのパンくずからできたホスチアについての美しいたとえ話として描写している。パンくずは福音の言葉であり、ホスチアは「会則」である(2 チェラ 209 参照)。聖ボナヴェントゥラは、フォンテ・コロomboで「会則」が書かれた時のことを描写するに当たり、これら二つのこと、すなわち聖霊と祈りを強調している。「聖霊に導かれて、かれは二人の兄弟をつれて、ある山に登り、パンと水で断食しながら、祈りの中で聖霊が示してくださるところに従って、会則の口述を行った」(LM IV11d)。

ゆえに、「会則」は、フランシスコが神に聞き、従うことによって生まれたものであるという意味で、神の示しを受けたテキストである(audireは「聞くこと」という意味で、そこから、ob-audire、あるいはobedire、つまり「従うこと」という語が派生した)。今日、「会則」をこの信仰の観点から見ると、そこに、信仰のうちに従いなさい、「聞きなさい」と促す愛の招きを再発見するだろう。そして、兄弟たちとともに、また神の民すべてとともに、私たちは建設的に答えることができ、私たちもまた、フランシスコが行ったように、神の国の建設に貢献することができる。

## 「会則」の主要なテーマ

「会則」を信仰の目で見ると初めて、その深さと現代生活にお



けるその意義を見出すことができる。そして、現代世界におけるフランシスカンの存在理由の本質が「会則」に含まれていることを理解できるのである。このことを証明するために、簡単にではあるが、「会則」の主要なテーマを順を追って思い起こしてみたい。

- キリストに徹底的に従うことを教え、励ます不可欠の基準としての福音。
- 福音的生活を兄弟たちが生きる場としての教会。
- 新しい兄弟たちが来た時、兄弟愛をもって迎えること、これは、キリストに従うために必要とされる大切なこと。
- 回心を絶えず促す力としての悔い改め。
- 神への奉獻の表現としての、及び悔い改めとしての祈りと断食。
- 兄弟たちが世界を巡る時に、兄弟であることを明確に示すしるしとしての奉仕。
- 兄弟たちが使用するもの、及び社会の生活基準で見た時の清貧。
- 労働の恵みと、それにより生活の糧を得、祈りと献身の精神を持つこととの関係。
- 神の国を築くために働く者の自由としての無所有。
- 霊的な兄弟との分かち合い、奉仕、及び赦すという態度としての兄弟愛（兄弟性）。
- 兄弟的生活を鼓舞し、それに仕える手段としての管区長と管区会議。
- 説教と福音宣教の必要。
- 従順と権威への服従。

- 主の霊とその聖なる働きを持つこと--「会則」の究極目標。
- 自由の表現としての貞潔。
- 信仰を持たない人々のもとへ行くこと、及びその生活様式を保つ必要。
- 福音を忠実に守る約束と、それを成し遂げるための手段。

「会則」のテキストが比較的短く、その主要なテーマに絞ったにもかかわらず、このリストは長いものである。無論、これらのテーマは必ずしも「会則」の中で充分に取り上げられているわけではない。であるから、それらを完全に理解するためには、フランシスコの他の著作とも照らし合わせて検討する必要がある。しかし、「会則」が全体としてはシンプルであるものの、それが現代の私たちにとって極めて重要で意味のあるものであることは分かる。

これらのテーマ以外にも、細心の注意を払って分析すべき深い要素が「会則」にはまだまだたくさんある。中でも、本文全体に流れており、その靈性に独特の味わいを与えているある表現に見られる精神を特にここで取り上げたい。例えば、「望む」、「してもよい」、「進んで」、「自由に」(*qui voluerint habere...qui voluntarie eam ieunant...possint ea repeciare...liceat manducare*) などの言葉を含む 20 以上の文章を考えてみよう。それらは人間に対する深い尊敬の表れである。また、「必要」という名詞、「互いに」とか「共に」(*invicem... inter se*) のような表現で示される兄弟間の相互性にもそれは現れている。また、「主が言われるので」とか「私は主イエス・キリストにおいて忠告し、戒め、勧める」といった表現に見られる神の御言葉及びキリストのペルソナの持つ終局性、「主の名によって」とか「神の祝福のもとに」とか「私たち

の主イエス・キリストのために」とか「神の示しを受けて」などの表現に見られる神の御働きに対する深い信仰の精神、そして似たようなたくさん、少なくとも10以上の文章もよく考えてみよう。表面的には厳しく定型文になっている「会則」の言葉の背後には、上に述べたような多くの要素が秘められているのである。私たちの生活を導いてくれる健全な基準というものを、フランシスコの他の書き物も参照しながら、「会則」の本文の中に見出すためには、素直な心と鋭い目を持たなければならない。

### 「会則」の養成面での重要性

ここまで検討してきた結果、「会則」には養成面でも重要な価値のあることが分かった。しかし、もっとよく考えなければならないことがある。それは、養成の過程において、特に初期養成において「会則」が果たすべき主な役割のことである。

律法主義的な精神を克服すれば、「会則」の持つ豊かな宝を発見することができる。それは、現代においてもなお、私たちの心を刺激してくれる。なぜなら、私たちの心の奥深くにある願いの多くに答えてくれるからである。どんなに困難に思えても、高邁な理想を挑戦と感じ、追い求めるのは、若い人たちに特有のことである。「会則」はそのような理想を与えてくれる。そして、若い人たちは、年配者に比べて偏った見方をしないので、そうした理想をよりよく感じ取ることができる。

しかし、若い人たちが「会則」の深い重要性を理解するためには、助けが必要である。「会則」の内容それ自体が独自の教育法と教える力を持ち、若い人たちの養成を助けるものとなっているの

は確かである。しかし、この教える力がよりよく理解され、より効果的に活用されるためには、フランシスコが「会則」を書いた時の具体的な共同作業の形態と彼独特の文体を思い起こさなければならぬ。こうして、志願期にある若い志願者が、聖フランシスコの人となりについて深く理解するようになれば、彼は修練期において「会則」の重要なテーマを理解し、養成段階においてそれを少しずつ体験する準備ができるのである。「会則」はその最初の章から、そのテーマを秩序立てて示しているが、決して過度に体系的にはなっていない。それゆえに、修練者は小さき兄弟たちの生活の基本となっている動機を学び取ることができるのである。従って、「会則」は修練期の全過程を通して読まれ、熟考されるべきものであって、2か月や3カ月の集中コースで研究されるべきものではない。それに、「会則」には独自のダイナミクスがあるから、修練期の他の授業科目と同じようなやり方で「学ぶ」べきものでもない。大切なことは、「会則」についての知識を教えることではなく、「会則」を生きるための養成なのである。そうすることによって、修練者を修道生活への真剣な約束に向けて準備させることができる。

しかし、「会則」それ自体が教える能力を内包しているとはいえ、「会則」が新しい世代のフランシスコの価値観に見合った真の役割を確実に果たすことができるよう、私たちは努力しなければならない。そのためには、この問題に関する会の健全な伝統を復活させることが有効であろう。例えば、共同体で頻繁に「会則」を読むとか、「会則」の特定の箇所を一緒に深く考えてみるとか、「会則」を暗記してみるといった、具体的なことを実践してはどうだろうか。そうすることは、フランシスコの意図にかなってい

る。彼は「未裁可会則」の結びで次のように言っている。「私はすべての兄弟に乞い願います。『私たちの魂の助かりのために、この生活に書き記された事柄の趣旨と意味を学び、度々思いだしてください』と（XXIV 1）。

チェラノのトマスは、このフランシスコの言葉について次のような注釈を述べている。「(フランシスコは) 会則がすべての兄弟に所有され知られ、兄弟たちが、これを至る所で自分の内に語る相手の言葉であるかのように聞き、そこから疲れた時に励ましを受け、それによって立てた約束を思い起こすことを望んでいたのである。また彼らに、これをその生活の規定の覚え書きとしてつねに目の前に置くことを勧めたばかりでなく、この会則を抱いて死ぬべきであるとすら教えたのである」(2Cel 208a)。

## 終わりに

最後に、私が今まで述べてきたことを以下にまとめてみよう。

1. 小さき兄弟会の修道誓願とは、その誓願の基本的な約束として、及び、誓約の完成として、小さき兄弟会の生活と「会則」を守ることを約束 *promissio* することである。
2. 兄弟たちが誓約をする時に行う約束は、現代では同じように大事に思っている「会則」の重要性と釣り合っていないという印象を受ける。兄弟たちが誓約とは別に「会則」において約束することは、彼らの行動に重要な影響力を持たない。大まかに言えば、「会則」は兄弟たちの日常生活の中心点であるようには見えない。

3. 「会則」の重要性を脅かす危険の原因はいろいろあるが、中でも主なものが三つある。すなわち、規則に縛られるのを嫌う傾向、還元主義的靈性あるいは福音主義、そしてフランシスコの著作への関心が再び高まっていることによる結果。
4. 「会則」が兄弟たちの日常生活に与える影響が少ないことから生じる危機は、かえって好都合なのかもしれない。つまり、一種の浄化作用となっている可能性がある。ただし、それがフランシスコと最初の兄弟たちの豊かな体験と、現代の私たちの福音的生活に役立つ目標と基準を再発見するように私たちを導いてくれるものであるならばの話である。この危機は、私たちが「会則」をもう一度、主なる神の示しを受けた文書として受け入れ、それゆえに、私たちに語りかけ、私たちに神の御旨を示す御言葉の表現として受け入れるようになるならば、有益なものと言えるだろう。
5. 「会則」の重要なテーマとその単純な言葉に含まれている靈性の豊かさに目を向ければ、「会則」がいかに豊かであるかが分かり、「会則」は宝であるのに、私たちはその宝を十分に大切にしていないことが分かる。
6. 「会則」は今日でもなお、高邁な理想をかきたてることのできる高い重要性を持っている。そして、「会則」はその教える力によって修練者の養成を導くことができる。しかし、「会則」の持つこの教育法を完全なものにするには、フランシスコの精神と一致する会の健全な伝統から生まれた現実的手段を用いることが必要である。

上記のような考察から出た結論は一つしかないと私は考えてい

る。すなわち、私たちの修道誓願の目的である「会則」を再び自分のものにしようとする誠実な決意である。私たちはそれを、静かに、忍耐強く「会則」それ自体を研究することによって実現したい。それは、私たちが受けた独特の召命に応える正確な方法を見出すためなのである。そして、それを実践する時、フランシスコの「会則」が私たちフランシスカンにとって、今もいつも「生命の書、救いの希望、福音の神髄、完全さへの道、天国の鍵、永遠の契約の証書」(2Cel 208a)であることを忘れてはならない。

---

原文 : "La Regla Hoy" Cuadernos Franciscanos 22(1989):262-67  
英語訳 Greyfriars Review, Vol.5, No.2, 1991

**編集者注** : 本文で引用されている会憲は 1987 年に発布されたものですが、会憲第 5 条 (2) の誓願文前半は 2000 年に以下のように変更され、2004 年 12 月 8 日公布されました。

Ad laudem et gloriam Sanctissimae Trinitatis. Ego fr. N.N., cum Dominus hanc gratiam mihi dedit Evangelium et vestigia Domini Nostri Jesu Christi pressius sequendi, coram fratribus adstantibus, in manibus tuis, Frater N.N., firma fide et voluntate: voveo Deo Patri sancto et omnipotenti vivere per totum tempus vitae meae (vel per... ann...) in oboedientia, sine proprio et in castitate, simulque profiteor vitam et Regulam Fratrum Minorum a Papa Honorio confirmatam, et profiteor hanc ipsam fideliter **observare** secundum Constitutiones Ordinis Fratrum Minorum. (いとも聖なる三位の栄光と賛美のために、わたし、兄弟〇〇〇〇は、主が、わたしにこの恵みをくださいましたので、わたしたちの主イエス・キリストの福音とみ跡に忠実に従うために、生涯(または:この〇年間)、従順、無所有、貞潔のうちに生きることを兄弟たちの立ち会いのもとに兄弟〇〇〇〇の手のなかで堅い信仰と意志をもって全能の神、聖なる御父に誓います。あわせて、ホノリウス教皇によって認可された小さき兄弟たちの生活と会則を小さき兄弟会の会憲に従って誠実に守ることを宣言いたします。)





## 小さき兄弟たちの会則

### 記憶と預言との緊張関係にある生活に関する規則

フェリーチェ・アクロッカ

#### フランシスコ：解けることのない緊張関係

フランシスコとその兄弟たちは、「聖福音の様式に従って生きる」という自分たちの選択について少しずつ育んできた理解を、一つの生活の決意にまとめようとなりました。こうして、フランシスコが「わずかな言葉で単純に書き記させ<sup>1</sup>」、教皇インノケンティウス3世に提出した最初の決意、すなわち原始会則は、毎年開かれた総集会の積み重ねの中で次第に豊かにされていったのです。この間に、兄弟たちは「専門家らの助言を活用しながら、教皇から認められた聖なる彼らの規則の体裁を整え、発表して<sup>2</sup>」ゆきました。この文書は、教皇からの裁可は降りなかったものの、形を整えて最終的に『勅書によって裁可されていない会則』という名で今日、私たちに伝えられています。この歩みを振り返ってみますと、新しい修道家族<sup>3</sup>が決定的な価値をもつ規則についての文章を起草するにいたるまで、兄弟相互が互いに責任を持ち合うというスタイルは損なわれてはいなかったことがわかります。『ある管区長への手紙』は、この共通した道のりについてのはっきりとし

---

<sup>1</sup> 遺言 15: FF 116

<sup>2</sup> 1Vitry 11: FF 2208

<sup>3</sup> 1220年以降、教皇の名による公文書の中で、小さき兄弟たちの修道会は常にオールドordoと呼ばれています。

た証言です。つまり、フランシスコ自身から提案された文章であっても、注意深い見直しを任せるというものでした。しかしながら、この道のりは困難なものでもありました。いくつかの源泉資料に散見される重苦しい沈黙は伝記作家たちの当惑の跡を示しています。同様に、いろいろな仄めかしを示す箇所が、フランシスコと管区長たちとの間に緊張関係が実際にあったことをはっきりと伝えています。実際のところ、(フランシスコの代理者である)潔白な人物たちによって、折よく自分たちと相反する文書の草稿が紛失させられるほどだったのです<sup>4</sup>。

このような困難があったにもかかわらず、会則の草案が出来上がり教皇ホノリウス3世によって1223年11月29日に裁可されました。この会則は現代の三つの小さき兄弟会家族全体にとっても大切な基準の書です。会則の作成には、受けた教育も、感性も違う人々が携わっていましたが、その本文にはフランシスコ自身の跡が刻み込まれているのは否定できません。それは「(出来上がって)閉じてしまった」文書です。この文書が、カリスマの本質を決定的に明らかにした、あるいは制度化したとも言ってもよいでしょう。そして、この文書がカリスマについての直感的な理解と根底にある数々の選択を不変なものとし、さらには断続的に発展していった「開かれた」規則を少しずつ豊かにし、刷新してきたそれまでのプロセスに終止符を打ったのです。静まることのない緊張関係に加えて、目まぐるしく続く変化は、いずれの場合もフランシスコに介入を急がせることとなります。フランシスコは最晩年に、兄弟たちが主に約束した「会則を、よりカトリック的に」守らせるという厳密な目的をもった文書を書き取らせたの

---

<sup>4</sup> cf. 大伝記 IV, 11: FF 1084.

です<sup>5</sup>。

フランシスコは自分の『遺言』が会則と同じような法的な効力を有してはいないことを十分に承知していました。そのためにフランシスコは、この文書の前半で神のイニシアチブを強調したのです。神のイニシアチブは、少なくとも初めの段階ではフランシスコが望んでもみなかった小径へと彼自身を導いたのでした。会則において最終的に成文化する生活様式をフランシスコに示してくださったのは主ですから、会則は曲解されてはならないものだったのです。会則は正統なもので、しかも間違いのないものでした。というのも会則は神の靈感によって産み出され、すでに正統なものとした教会によって最終的に確認されたからです。

この書き物には解消できない緊張が見られます。一方で、『遺言』と『会則』をフランシスコははっきりと区別しています。兄弟たちは、『遺言』をもう一つの会則とみなして先に進んではなりませんでした。なぜなら、『遺言』は「回想と訓戒と奨励と（フランシスコの）遺言」だったからです<sup>6</sup>。しかし、他方で、両者は一体と見なされ同一面上におかれまして。「総長も他のすべての管区長やクストス」は、また、『遺言』に「何かを追加したり削除したりすることのないよう、従順によって義務づけられて」おり、むしろ、それを「会則と共に常に携え」、全ての集会において会則と共に読み上げるように義務づけられていたのです<sup>7</sup>。彼自身が望んでいたか否かは分かりませんが、フランシスコは最初の体験の様式を強く主張しながら、それは1223年まで自分の修道家族を特徴づけていた一つのスタイルですが、あえて危険を冒してまでもそれ

---

<sup>5</sup> 遺言 34： FF 127.

<sup>6</sup> 遺言 34： FF 127.

<sup>7</sup> 遺言 35-37： FF 128-129.

を自分にも適応させました<sup>8</sup>。つまり「ローマ教皇庁にいかなる書簡」も願ってはならない<sup>9</sup>という禁令—非常に断固とした命令—や、『遺言』と、さらには「会則に解釈」を加えてゆくことの禁止—はっきりとした禁止—のように、新たな補足を導入したのです<sup>10</sup>。フランシスコは、会則の正統性とその認可についての問題がはっきりと解決したと考えていました。同時に、以前は含まれていなかった新しい規定を会則に付け加えました。その後には生じる緊張関係は、フランシスコ自身のなかにあった内的なコントラスト(明暗)の中から浮かび上がってきます(『遺言』が改革の様々な運動で決定的な役割を果たすようになるのは決して偶然ではありません)。これでかなりの部分、この修道的カリスマの歴史の特異性と否定できない魅力について説明できます。同様に創立者についての思い出は非常に大きな影響を与えました。

### 会則と向き合った教皇たち：グレゴリウス9世からニコラウス3世まで

フランシスコが意図していたことに相反して、歴史は全く別な方向へ押し流されてゆきました。急速に成長をとげた新しい修道家族は、兄弟たちに少なからぬ問題を突きつけたのです。すでに1210年から1220年にかけて、兄弟たちは自分たちの生活の法規テキストを何度も見直し補足しなければなりませんでした。

---

<sup>8</sup> 彼の心の中にすでに顔をのぞかせていたのは「誘惑」だったのです。Cf. 2 チェラノ 193: FF 779.

<sup>9</sup> 遺言 25: FF 123

<sup>10</sup> 遺言 38: FF 130; Cf. TABARRONI P. 90.

というのも、新しい宣教活動のために生活の拠点が増えていきましたが、それは単なる地理的な広がりだけではなく、使徒座が小さき兄弟会に新しい活動分野を託したので、大学の世界へと接近するようになったからです<sup>11</sup>。こういった、刻々と変化する状況に会則を「適応」させるのが急務だったのです。それこそが、兄弟たちが創立者の意図と指示に対して「可能な限り」忠実であれという求めに応じてゆく方法でした。

あらゆる種類の困難、さらにはそこから浮かび上がってくる意見の違いで、すでに1230年には外部からの介入が必要となりました。総集会の決定が満場一致でなされたかどうかはわかりませんが、教皇グレゴリウス9世が小さき兄弟会の要請で介入したのは確かです。それは、フランシスコが『遺言』の中で「会則に説明」を加えることを兄弟たちにはっきりと禁じたことを考慮に入れても、「不明瞭で不確かないくつかの問題、あるいは理解が困難な他の点<sup>12</sup>」をはっきりさせるためでした。教皇の言葉によれば、教皇はフランシスコの意図を「十二分に」知っている故に、介入するよう求められたのです。というのは教皇自身が会則の草案作成に参加していたからです。勅書*Quo elongati*によって（兄弟たちは）後に引けない段階に入りました。つまり、『勅書によって裁可された会則』についての特別な点を明確にすることに加えて、グレゴリウス9世は、『遺言』には兄弟たちを（法的に）義務づける効力がない事<sup>13</sup>、兄弟たちに義務づけられているのは、「会則そのものにおいて命令と禁止の言葉で表現されている<sup>14</sup>」福音

---

<sup>11</sup> 例えば、フランシスコの列聖勅書*Mira circa nos*。

<sup>12</sup> *Quo elongati*: FF 2732.

<sup>13</sup> *ibidem* FF 2731.

<sup>14</sup> *ibidem* FF 2732.

の勧めを守ることだと宣言しました。この二点こそが、その後のフランシスカン運動の歴史の中でいつも実際に問題となったものです！

フランシスコの死から50年の間、小さき兄弟会は、特に会内部のことを考慮に入れて会則の正統性を探し求めようとしていたかのようでした<sup>15</sup>。言い換えると、創立者の意図を理解しようと努力していたのです。グレゴリウス9世とは対照的に、教皇インノケンティウス4世が勅書*Ordinem Vestrum* (1245)において、おそらく同じように兄弟たちから要請された措置を実施しています。それは1240年代の始めの『四人の教師たちの会則』についての注釈に端を発して、ある結論（金銭の使用許可、不動産の使用権など）へと導いていく法的手続きが含まれていました。つまりフランシスコの意図について何らアクセントを置くことはなかったのです。このことは、後に教皇ニコラウス3世（*Exiit qui seminat* 1279）で新たに提案されることになります。ですからインノケンティウス4世の勅書が兄弟たちによって受け入れられるのが難しかったとしても驚くにあたりません。その後、*Quo elongati*から逸脱する事項に関してその実施を停止する決定を（メッツの総集会が）発布しました。その後の（会則）注釈においても、また教皇庁の介入においても、この教皇インノケンティウス4世の宣言に言及されることはほとんどありませんでした。

初期の段階では、会則が正統なものであるという主張は、外的な事柄に基づいてなされました。つまり教皇による裁可を論拠にしました。この申し立ては、修道会の外部に対して、とりわけ教

---

<sup>15</sup> TABARRONI, p. 85.

区聖職者たちに対抗するためには有効でした<sup>16</sup>。忘れてはならないのは、教区聖職者たちとの論争は第二リヨン公会議（1274）に至るまで小さき兄弟会の存続をしばしば危機に陥れたということです。こういった論争は伝記作家らの著作の中にはっきりとした跡を残してゆきました。そして当然のことながら、兄弟たちが自分たちの会則について理論的に深めていく助けにもなったのです。微妙で困難なこの時代（1255-79）、小さき兄弟たちは、完徳を保証するものとしての崇高なる清貧についての教えを少しずつ練り上げていったのです。そして兄弟たちは、他の人たちよりもっと完全な生き方を選び取ったという自覚を得るに至りました。階級社会の境界線の上に居続けたいと願っていた小さき兄弟たちが、実際に生きた清貧から、数十年の歳月のうちに「思考上での清貧」へと到達したのです<sup>17</sup>。それは彼らの生き方が教会の他の団体と比べてもより優れていると主張するものでした。ボナヴェントゥラの教えの土台となる考え方を取り入れて、決定書 *Exiit qui seminat* はキリストがご自分の模範で教え、はっきりとさせたものであるから、個人のものにしる、共有のものにしる、財産を放棄することは徳に優れ、聖なるものだと言明することで、実質的にこのような状況を承認しました。

## 共同体派とスピリチュアル派の大論争

---

<sup>16</sup> ボナヴェントゥラが書き記したと言われている *Expositio super Regulam* で表されているようにです。しかし、ヨハネ・ペッカムから影響を受けた雰囲気と結びつけることができるでしょう。

<sup>17</sup> LAMBERTINI.

しかしながら、外部に対しての勝利は数々の緊張関係の終わりを示してはいませんでした。というのも内部での論争が生じたからです。フランシスコ会は、すでにキリスト教世界で広範囲に拡大していましたが、初期の不安定な状況はかすかな記憶でしかなかったのです。急激に変わってゆく状況にあって、どのように本来の理想に忠実であり続けることが可能なのでしょうか。1270年代の終わり頃より、ペトロ・ヨハネ・オリヴィの介入で議論は激しくなってきました。オリヴィが「貧しく用いる」*usus pauper* はフランシスカンの誓願を構成している必須の要件であると強く主張したからです。

1200年代から1300年代にかけて、会則とその遵守を巡っての大論争が生じたので、スピリチュアル派の兄弟たちにとっては、この文書——法的なものであり、生活の根拠ともなる文書——と創立者の意図を理解することが大切な要求となりました。このようにペトロ・ヨハネ・オリヴィは、裁可会則の注解の序文で記しています。共同体派を代表する者たちにとっては、会則の正統な解釈は教皇たちの数々の宣言の中にありましたから、オリヴィが注解を記してからおよそ30年後に書いたフロンサックのライモンドにとってもまた、教皇たちの発表よりもさらに優れたフランシスコの意図を理解していると主張する人は誰でも「盲信的」だと思われたのです<sup>18</sup>。スピリチュアル派にとって、特にオリヴィの弟子でトスカナ地方で活躍したカサーレのウベルティエーノ（1329）やアンコナ地方で活躍したアンジェロ・クラレーノ（1337）にとってはアッシジの聖人の言葉と行いだけが、彼の意図と崇高な意思とを確かに理解することを保証するものでした。

---

<sup>18</sup> *Sol ortus est*, in ALKG 3 [1887], p. 9.



オリヴィとの論争は継続していましたが、それは理論的なものであって実践的なものでありませんでした。数十年後、論争が修道生活の理想に向けた兄弟たちによる本当の忠実、あるいは見せかけの忠実についての論争へと移行していった頃、ウベルティーノとクラレーノは彼らの目の前で繰り広げられるフランシスコ会の生活と、フランシスコの教えと模範を比較対照する必要に迫られました。こういった取り組みはヴィエンヌ公会議の時代になされた議論に際して、ウベルティーノが編纂した反論集にはっきりと現われています。

ライモンド・ガウトゥフリディの回想録への回答において、共同体派はフランシスカンの誓願の本質は「何ものわがものとせず」 *sine proprio* 生きること、すなわち、あらゆる所有と財産の放棄であると強調し続けました。それは「貧しく用いること」 *usus pauper* よりもさらに高い価値を有するものだったのです。そこで、ウベルティーノは続けて発表した見解の中で、創立者の意図と完全に一致するのは、実はまさに「貧しく用いること」 *usus pauper* においてであることを明らかに示そうとしました。ウベルティーノの見解は会則の遵守に主眼を置き、会則を福音と同等のものに見なし、フランシスコ自身が会則を侵すべからざるものとしたというものでした<sup>19</sup>。それで、兄弟たちは会則を遵守するよう義務づけられたのですから、そして会則とはすなわち、キリストの福音以外のなにものでもないのですから、兄弟たちは単に規則としての福音的勧告を守るだけではなく、誓願の形のもとで福音のすべてを守るように努めなければならなかったのです。イタリアの

---

<sup>19</sup> 『完全の鏡』 [1318 頃] とアンジェロ・クラレーノの『会則について注解』 [1321-1322] において強調されている考え方です。

スピリチュアル派たちにとっては、何よりも『遺言』もまた聖なるものとしての性格を帯びているものでした。そこで彼らは『遺言』と会則は一体であると考えていました。クラレーノは大胆にも次のように書き記しています。「二つの文書を切り離すことは、実際、その二つを理解していないということである。なぜなら『遺言』なしの会則は本質的な部分を欠いているものになるからである。まるで、聖母の頭上に載っていない星の冠のようであり、あるいはまた、正しい意向のない善行のようなものだ。」ここではクラレーノが『会則についての注解』の結びの中で述べたいいくつかの例えだけを紹介するにとどめておきます。

### 守るべき規則と福音的勧告：長い歴史の始まり

共同体派とスピリチュアル派の間の大論争が繰り広げられた時代、教皇クレメンス5世は、会の外部に専門家たちからなる委員会を任命しました。彼らが、互いに関係し合っている二つの派からもたらされた関係書類の一式を詳細に検討するためです。この委員会は、小さき兄弟たちに大変重い (*sub gravi*) 義務として課されるはずの一連の規定を提示しました。教皇は、この委員会の働きの結果を受け入れて、1312年5月6日に決定書 *Exivi de paradiso* を発表しました。そこでは勅書 *Quo elongati* (1230) と共に始まった論争に終止符を打つようにと提案されていました。教皇グレゴリウスによれば、兄弟たちは「会則そのものにおいて命令と禁止の言葉によって表現されている<sup>20</sup>」福音の諸勧告だけ

---

<sup>20</sup> FF 2732.

を遵守するよう義務づけられていました。教皇インノケンティウス4世にとっては、兄弟たちは「断片的または義務的に表現されている<sup>21</sup>」勸告だけが義務でした。それに対して、教皇ニコラウス3世は勸告について「断片的または義務的に表現されているか、もしくは、それと同等の言葉で表現されている<sup>22</sup>」と述べていました。教皇クレメンス5世の立場は、兄弟たちは三つの誓願を守る義務があるばかりか、明言されている事柄のすべてと、会則のなかにも示されている事柄のすべてを守る義務があるとはっきりさせるものでした<sup>23</sup>。それで、クレメンス5世が数え上げた24の守るべき規則は、20世紀に至るまで、会則を解説するすべての人々にとって必須の参考資料となっていたのです。こうして、この規則についての終わりのない実例集がどのように生まれでてきたかが容易に理解できます。

## オブセルヴァンテス派の台頭からカプチン派の始まりまで

その後まもなく、教皇ヨハネ22世の教皇在位の間(1316-1334)に、前例を見ない危機的な状況が、とにかく始まることとなります。実際、教皇は初めから決定書 *Exiit qui seminat*

---

<sup>21</sup> *preceptorie vel inhibitorie*: FF 2739/2.

<sup>22</sup> *preceptorei vel inhibitorie vel sul verbis aequipollentibus*: SLTO, p. 189.

<sup>23</sup> *non soluta ad tira volta nude et absolute [...] sed etiam tenentur ad omnia ea imprenda quae sunt pertinentia ad haec tria quae regula ipsa ponit*: SLTO, p. 234; riepilogo della questione in Bartolomeo, *De conformitate* IV, p. 383.

の理論的な数々の要求を覆そうと試みました。この問題に関する広範囲にわたる協議の結果として、キリストと使徒たちはなにも所有していなかったという主張を異端であるといひには宣言するに至ったのです<sup>24</sup>。これについて強く反対する論争がおきました。この論争の間、総長のミカエル・チェゼナに近い神学者たちは、彼と共にバイエルン王ルードヴィッヒの宮廷に避難し、教皇を、彼が主張した説のゆえに異端であると宣言したのです。

1348年の黒死病（ペスト）の大流行はヨーロッパの人口に大きな被害を与え、修道院も空っぽになりました。この出来事は新しいシナリオを描くのにとどめを刺しました。フラティチェッリの異端を鎮めるためにつみあげられた火刑用の薪は、まだあちらこちらでくすぶっていましたが、スピリチュアル派の理想と熱望は再び声をあげたのでした。1350年、教皇クレメンス6世は、ウンブリア地方の四カ所の隠遁所（カルチェリ、モンテルーコ、ポルタリア、ジャーノ）を用いることを12人の兄弟たちに許可し、それらの隠遁所に対する裁治権をカルチェリの院長であったスポレートのジュンティーレに委ねたのです。そこでは初期の純粋さに従って会則を**単純**に守ることができるようになるためでした<sup>25</sup>。1300年代の後半と1400年代全般を通して、改革の様々な試みが次々とおこりました。こういった改革への試みは徐々にオブセルヴァンテス運動と言われるようになったのです。当初、この運動はもっぱら隠遁生活的な特徴を選択する方へと向かっていましたが、後に、よりはっきりと社会の中へと入ってゆくようとなりました。改革の諸運動が生じたのは、長い間

---

<sup>24</sup> *Cum inter nonnullos* 1323.

<sup>25</sup> BF VI, p. 246.

スピリチュアル派が継続的に入り込んでいたイタリアやフランスばかりではありません。スピリチュアル派の影響をほとんど全土で免れたイベリア半島でも改革の運動は生じました。そこでは改革者たちの理想は三つの流れにまとまったのです。それぞれ独立した隠遁所での運動（特に、ヨーロッパのどこよりも遠くはなれている聖ジャコモ管区において）、ヴィラクレセス派の改革、そして一般のオブセルヴァンテス派によるものの三つでした。

オブセルヴァンテス派は次第に独立してゆきました。そして教皇エウゼニウス4世の時代に、驚くほどの数々の特権を手に入れました。これに対して、コンヴェントゥアル派は出来事に素早く対抗してゆき、教皇シスト4世のもとで形勢が逆転するところまで迫りました。しかし、諸侯や君主たちが支持してくれたおかげで、オブセルヴァンテス派は自分たちの立場を維持することに成功しました。その時から、コンヴェントゥアル派は守りを固めねばならなくなりました。どちらの立場でも、不満は蔓延したままでした。フランチェスキーナ（「小さき兄弟会の鑑」）を注意深く読むと、その著者であるオブセルヴァンテス派のジャコモ・オッディが、すでに年代的だけでなく、遠い過去の出来事になってしまった改革者の運動が始まっていた頃のことに対して本当に懐かしさを心に抱いていたことわかります。数多くの教皇による決定書が明かししているように、会則を十全に遵守しようという再三にわたる呼びかけは、改革の諸グループの行動計画に根強く反映していました。オブセルヴァンテス派そのものも、運動から身を引こうとする者のたちの中心からかけ離れてゆこうとする動きを押さえ込もうとしていました。それは運動当初の独自の計画を実践してゆくためでした。それでこういった運動の推進者たち

は、最後には修道会の共同体を出てゆくしかなかったのです。当時の状況では、オブセルヴァンテス派の姿勢は、かつて共同体派がスピリチュアル派に対して取ったものときほど変わりませんし、最終的には共同体派自体の独自路線とも、ほとんど変わらなくなっていたのです。

『一致の勅書』と一般的に呼ばれている *Ite vos* で、教皇レオ10世は小さき兄弟会の決定的な分裂を承認しました。しかし、この勅書は不満がはびこる状況に終止符を打つには至りませんでした。1526年にも、短い *Ex parte vestra* でもって、枢機卿ロレンツォ・プッチはバシオのマテオ、ルドヴィコ、フォッソブロネのラファエッレに隠遁生活を送ることと、人間性の弱さが耐える限りにおいて会則を遵守する（ここに、厳格主義者の立場の再主張を考慮していることが伺えます）ことを認めました。教皇クレメンス7世の勅書 *Religionis zelus* (1528) のなかで、行動計画が復活しました。それは、たった三人の兄弟たちのために教皇自ら公布したカプチン修道家族の誕生という行動計画です<sup>26</sup>。

## 会則とその純粋さ：隠遁所についての要求

ごくごく初期のカプチン会は隠遁者的な特徴が際立っていました。特にフォッソブロネのルドヴィコに指導されていた時代はそうでした。隠遁所から兄弟パウロチオ・トリンチの厳しい提案と要求も生まれましたし、初期の段階では隠遁所を通じて、彼はオ

---

<sup>26</sup> オブセルヴァンテス派やカプチン派に許されたことがスピリチュアル派には何故許されなかったのかという疑問が当然浮かんできます。

オブセルヴァンテス運動のすべてを選びとったのです。しかしながら、このオブセルヴァンテス運動は、1412年から翌年にかけて重要な方向転換を被ることになりました。それはベルナルディーノがシエナの近くにあるコロンバイオの隠遁所を離れ、各地を旅しながら説教する活動に身を投じた頃のことです。中部、北部イタリア全体が、炎のように熱く燃え上がる言葉を語るこのフランシスコ会士の魅惑的な人物像でもちきりとなり、虜になったのです。都市社会にしっかりと結びつけばつくほど、オブセルヴァンテス派はどうしても、社会生活に絶えず、より深く入っていかざるを得なくなったのです。このような事態が進展する中で、街の中に新しい大きな修道院を建てる必要が出てくるほどの召命のおびただしい増加に直面して、隠遁所と沈黙と祈りの貧しい生活をもう一度求める切なる声が頂点に達しました。既に1460年の時点で、ヨハネ・プラグマンは、これまでなかったほどの意味深なタイトル（『小さき兄弟たちの不完全の鑑』）という論争的な小品のなかで、自分たちが選択した本当の生き方から墮落してしまった結果、世俗から遠のいた生活を放棄してしまったオブセルヴァンテス派の兄弟たちを責めています。同じような仕方で、15世紀から16世紀にかけて、数多くの改革運動が、特にイタリアとスペインで、隠遁生活という道を通して本来の精神に立ち返って行こうという主張を起こしました。

差し迫ってくる要求に対応してゆくために、1523年、総長フランシスコ・キニョーネスはスペインの領域内にある瞑想のための家 (la casa della recollezione) のための規則を發布しました。その後すぐ、1526年にイタリアのためにも同じような規則が総長によって発せられました。1679年11月22日、教皇イ

ンノケンティウス11世は勅書 *Militantis Ecclesiae* を発布し、1676年にローマのアラチェリ修道院で開催されたオブセルヴァンテス派の総会における決議事項を裁可しました。この教皇が規定したものの序文ではっきりと次のように言われています。「オブセルヴァンテス派のすべての管区において、第一、第二修練期のための瞑想のための修道院 (il convento della recollezione) を三ヶ所ないしは四ヶ所設立しなければならない。それは、霊的な静けさの場所となると同時に、管区全体にとっての完徳の苗床として有効であろう。」

ここで、私はコーリのトマソを思い起します。それは私が彼と同じ町で生まれ育ったからと言って、自分の町を自慢するわけではありません。チヴィテッラ（現在のベッレグレア）の隠遁所の真の創立者で、そこに力を与えたコーリのトマソは、初期フランシスカニズムに完全に心一つにしていました。彼は観想と使徒職とを一緒にした生活を生きるとはっきり選び、その当時まで瞑想のための家や黙想の家などを支配していた雰囲気とは全く異なる姿勢で生活しました。彼の豊かなひらめきによる生活は、チヴィテッラの隠遁所のために彼自身が作成した規則となり、1706年に管区長の許可を得ることになります。そしてローマ管区のすべての隠遁修道院へと広がってゆきました。その後、パレルモのクレメンスとヴァレーゼのパスカーレが、それぞれ総長であった1759年と1774年にこの規則を認めています。

## 法的アプローチの優勢

「福音的、セラフィムの会則を霊的に遵守することで」自分た



ちの修道家族を保ち続けて行くために、ローマ（サン・エウフェミア）会憲（1536）において、初期のカプチン会士たちは、「語り継がれた会則の障害のために、いくつかの細則を設ける」ことを決めました。それは「師父聖フランシスコの燃え上がる、セラフィムの熱意に反するすべての弛緩から」自分たちを守るためでもあったのです。会則を「より純粋に、聖なるものとして、靈的に」尊重するためには、「単純に、文字通り *ad literam*、注釈を加えないで」会則を守らねばならない。これこそがキリストの御心、フランシスコの意図であると理解されていまして、カプチン会士たちは「肉的で無益な、有害で墮落的な注釈と解説のすべて」を投げ捨てるという決定をしました<sup>27</sup>。その一方で「至高なる教皇たちの宣言と、師父聖フランシスコの至聖なる生き方、教えと模範」を「生きた解釈」として受け入れてゆきました<sup>28</sup>。さらに、彼らはフランシスコの『遺言』を会則の「靈的な注釈、解説」と判断して、それを守ってゆくように決定したのでした<sup>29</sup>。

このような根本的な願いにも関わらず、会則についての法的なアプローチ（規則的なアプローチと言った方がよいかもしれません）は近代においては優勢を占めてゆきました。カプチン会の領域においても同様でした。16世紀後半と17世紀の前半になされたカプチン会による会則についての数々の解釈はフランシスカン家族の生活の法文に関して、こういったアプローチの方法が勝っていることをはっきりと証明しています。決定書 *Exivi de paradiso* に従って、兄弟たちが厳格に守らねばならない諸規則の厳しい一覧表は、すでに申しあげましたように、その後の解説者

---

<sup>27</sup> *Prologo*, in FC I, pp. 253-255.

<sup>28</sup> § 5, in FC I, pp. 261-262.

<sup>29</sup> § 6, *ibidem*, p. 263.

たちに影響を与える重要で不可欠なものとなったのです。トレント公会議後の時代に基礎をおき、誓願をひとつの契約のように表現した修道生活についての神学は、会則から生じる義務の問題を大きなものとしてゆきました。会則はまるで、つきることのない不安の種がいつも吹き出してくる泉のようなものだったのです。会則についての解釈は多種多様となってゆき、法的事項に関する適切な養成を受けていない兄弟たちにとっては理解が難しくなってしまうばかりでした。

数多い会則の解釈の中にあっても、『福音的愛についての論説』という興味深い解釈は異質なものです。これはおそらく1500年代の初めに書かれたものと想像されますが、フランシスコ会の会則についての他の注解を集めたアッシジの写本の中から一部欠落した状態で発見され、コンスタンツ・カニョーニの頃に『カプチン会源泉資料』のなかで発表されました<sup>30</sup>。ここでは会則本文の説明には、古くからの解釈も教皇の発言も活用されておらず、小さい兄弟たちの生活の規則を理解する上でのただ一つの基本として、神の言葉が示されています。

会則の注解を書こうとする者たちの中には、たとえばパリのヒラリオなど、こういった事態に満足できず、スコラ主義の教えに戻ろうとする者もいましたが、結局のところ自分たちの著作が禁書目録に指定されるのを見るはめになりました<sup>31</sup>。カエタン・エッサーが次のように書いているとおりです。「世俗社会の科学や社会構造、そして教会内部の生き方と働きもまた、変わってしまったからずいぶんと時が経つのに、このモデルから離れ去ることが

---

<sup>30</sup> 近年、ヴァチカン図書館でこれについての第二写本が発見されました。欠落した状況は同じですが、よりきれいな見やすい状態です

<sup>31</sup> Cf. ETZI, pp. 125-127.

できなかった。兄弟たちが鉄道で、自動車で、さらには飛行機で旅をするようになって久しいのに『馬に乗るとは何を意味しているのか』といったような疑問を会則の説明は提示していた。(そして修練者たちは、具体的な事例に全面的に頼りながらこれらの疑問について議論するようにと習ったものであった)。兄弟たちは金銭の使用についての会則の禁則事項について事細かに論じ合ったものだった。もはや小さき兄弟会のどの兄弟も、世界の貧しい人々と同じように、事実として金銭を使い、金銭を使わざるを得ないになってでもである。<sup>32</sup>」数週間前、フランシスコ会の兄弟タデー・マトゥーラと同年代(1922年生まれ)のカプチン会の兄弟セルヴス・ギーベンとこの問題について話し合いました。彼が修練者の頃、カプチン会の修道院でもまた同じことがあったということに私は気づかされました。会則の法的な解釈がフランシスコの教えよりもはるかに重みを持っていたのです。第二次世界大戦が信念の数々を打ち砕いてしまったにもかかわらず、小さき兄弟会のそれぞれの従順を生きる修練者たちは、エッセーが述べたような調子で議論をし続けていたのでした。1915年の総会でホルツアップフェルが、膨大な量に膨れ上がり、修道生活の真の進歩の障害となっている文書類の全てを教皇が何らかの形で白紙の状態に戻して下さるようにと使徒座に正式に請願してほしいという明確な要望を小さき兄弟会の総長へ提出しました。しかしながら、カリスマについての総体的な再発見がなされるためには、第二ヴァチカン公会議を待たなければなりません<sup>33</sup>。

---

<sup>32</sup> ETZI, p.127.

<sup>33</sup> この数年、研究者たちはカリスマについての注目すべき研究成果をあげています。F. URIBEの*Collectanea Franciscana* 76 [2006], pp. 119-160を参照してください。

## 「会則と生活」の心

私たちの理解にとって、この大切な文書である会則はどのように映るのでしょうか。この文書は創立者の精神に忠実で、そして移り行く時代の状況に忠実な生き方の正しいスタイルのために貴重な示唆を提供してくれます。執拗に攻め込んでくる誘惑に対抗して、この文書の主題に沿って、裁可された会則が草稿段階では複数の手が携わっていたにせよ、フランシスコの本当の考え方を反映しているということを繰り返し主張しなければなりません。ですから、この裁可された会則と、『勅書によって裁可されていない会則』との間に——おぼろげであろうとなかろうと——溝を掘ろうとする人々の意見に私は同調できません。アッシジの聖人からの直接の声は第一人称の形を取る多くの動詞（cf. II, 17; III, 10; IV, 11; IX, 3; X, 7; XI, 1; XII, 3）のなかに現われているだけでなく、彼の声であるとすぐに分かる他の箇所にも現われています。こういった箇所は、裁可されていない会則の対応する類似の箇所ばかりだけでなく、フランシスコの他の書き物とも驚くべき共鳴を示しています。

ところで、会則はフラテルニタスの生活（cf. I, 1; II, 1; II, 17）と表現されています<sup>34</sup>。その生活は教会との交わりにおいて、また教会への従順のうちに（cf. I, 1; XII, 4）、清貧と謙遜、そしてイエス・キリストの福音を守る（cf. I, 1; VI, 2; XII, 4）というプラ

---

<sup>34</sup> 修道家族を表すのにフラテルニタスという言葉では 4 回、レジジオという言葉では 2 回、そしてオールドはたった 1 回だけ使われている

ンにおいて実現するものです。この生活に関する法文の中心は私の意見では第六章となります。とりわけ4節から6節では文体も異なっています。それは、クララの会則の第六章が、自伝的な調子で、つまり文体が異なっているので他の箇所と区別されるのと同じように、小さき兄弟たちの会則のこの章もまた区別されるのです。実際、私たちがここで目の当たりにするのは直接的な形で兄弟たちに教え諭しているフランシスコそのものです。この章は、不安定で施しに頼る生活の本質を、主イエス・キリストだけを身につけ、清貧と謙遜のうちにイエスの足跡に従うことに満足する生活であると（1-3節：小ささ）、また、お互いの愛の奉仕のうちに命と魂をまったく分かちあう生活である、とまとめています（7-9節：兄弟性）。フランシスコの勧めは（4-6節）、フランシスカン経験の本質を要約している二つの節を結び合わせるものなのです。

謙遜で従順な存在とは（cf. III, 10-11. 13-14）人を裁かず、裁こうともしません（cf. II, 17）。実際のところ謙遜は小さき兄弟たちの生活のスタイルを特徴づけるものでなければなりません（cf. III, 11; V, 4; VI, 1; X, 1; X, 9; XII, 4）。兄弟たちは司牧の領域でも謙遜な姿勢を取らなければならないとフランシスコは『遺言』において明確に語っています（vv. 6-7: FF 112）。というのも謙遜はキリストのエウカリスティアの選択を特徴づけるものなのでから（cf. 訓戒 I, 16-18: FF 144; 全兄弟会への手紙 26-29: FF 221）、兄弟たちの生活はエウカリスティアと「なる」ものでなければなりませんし、従って、キリストの存在と選択のしるしとなった謙遜と貧しさの特徴を備えていなければならないのです。

## 歴史の教訓

この素描がここまでたどってきて、私たちの目の前に示してくれたのは矛盾した歴史であり、フランシスコ自身の人物像と彼の体験の中に源のある「困難な遺産」が結ぶ実りでした。ところで、歴史が生きた教師となるためには、歴史から教訓を学ばなければなりません。

**終わりのない緊張**　ところで、フランシスカンの歴史はいったい何を私たちに教えてくれるのでしょうか。何よりもまず、数々の緊張関係がフランシスカンの歴史を形作っているということです。フランシスカンのDNAの中に書き込まれていると言ってもよいかもしれません。しかしまた歴史は健全な柔軟性によって、中心から離れようとする傾向をも含んでいます。つまりすでに固まってしまった枠組みと選択からかけ離れた提案を受け入れる能力です。その結果、孤立したフリーランサーが奨励されたことはなく、共同体での識別という特定の場面で方向性と戦略が共有されていたのです。

**正統な教えと正統な実践**　8世紀にわたる小さき兄弟会の歩みは次のこともまた教えてくれます。正統な実践がおろそかにされる時ほど、一致を保つためには正統な教えでは十分ではないということです。この点に関して好例となるのは、決定書 *Exivi de paradiso* をスピリチュアル派が特別に受け入れたことです。教皇クレメンス5世のこの決定書は小さき兄弟会に蔓延していた弛緩状態へのウベルティエーノの批判を支持しました。しかし、いくつ

かの肝心な点についてはスピリチュアル派の期待に背いていました。理屈から言えば、この決定書はスピリチュアル派にとっては挫折でした。それでも、アンジェロ・クラレーノは、これを創立者の意図に一番近いものだと見なしたのです<sup>35</sup>。乱用や悪用を押さえるという熱心な取り組み（さらに、ウベルティーノの何度にもわたる詳細な批判が共同体派から否定されたことが一度もないのは特筆に値します）があれば、多くの問題を解決できたことでしょう。現代も同じでしょう。

**隠遁所—都市** さらに、小さき兄弟会の歴史にいつも登場するのは隠遁所—都市の間の緊張関係です。フランシスコとその伴侶たちは、一日のうちに隠遁所と町とを「行ったり来たりする<sup>36</sup>」生活を選んでいました。ヴィトリのジャックが見ることができたように<sup>37</sup>、兄弟たちは町の中で行動し、それから、夜になると人里離れた場所に帰っていったのです。数年のうちに、隠遁所での継続した生活が可能となりました<sup>38</sup>。そして時代を経てゆくうちに、隠遁所での生活は、都市で生活するフランシスカンにとってはもう一つの選択肢となっていったのです（隠遁所と町を往復する生活から、どちらか一方を選択する生活となりました）。隠遁所からフランシスカン家族の発展の中で決定的なものとなる数々の改革が生まれました。ですが、これらの改革が町の広場へと向かうために隠遁所から出て行ったとき、単なる会員数の増加だけではな

---

<sup>35</sup> *Liber chronicarum* VI, 258.

<sup>36</sup> MERLO.

<sup>37</sup> Cf. FF 2206.

<sup>38</sup> Cf. 未裁可会則 XVII, 5: FF 47; *Regola di vita negli eremi*: FF 136-138.

い成長を遂げたことを歴史は示しています。オブセルヴァンテス派やカプチン派がそのことを教えてくれます。

**組織としての自覚: 聖職者と非聖職者** 清貧はキーワードでした。清貧は何度も繰り返される爆発を引き起こす導火線でもありました。その清貧とは小さき兄弟会の霊的な優位性を守るための思考された清貧であり、あるいは小さき兄弟会の創立の精神に忠実であれという名目のもとに探し求めた生きた清貧でもありました。フランシスカニズムの二つの魂の間にある緊張関係は、ごく初期の頃から、つまりフランシスコが生きている頃からすでに明らかになっていました。しかし、それは、アンジェロ・クラレーノの時代に望まれていたような、さらには私たちにより近い時代では、ポール・サバティエが考えていたような厳格派と緩和派との争いのことではありません。現実には、初期の段階で衝突した二つのグループは、自分たちの召命と小さき兄弟会のミッションについて互いに異なった理解を示していたのです。一方のグループは静かな証言を擁護しながら、貧しい人々と分かち合って生きてゆく、手仕事をする、悔い改めを宣言するといったことに基礎をおいて、自分たちを最初の頃の記憶に強く結びつけて理解していました。もう一方のグループは逆に、教会の改革への奉仕、あるいは、教会の改革に都合良く、司牧的活動の中にフランシスカン家族を携わらせようとしていました。それで、非聖職者の兄弟たちは、小さき兄弟会が元来抱いていたモデルに従って共同体のために生きることを提案した（非聖職者の兄弟が司牧的活動のなかの自分たちの場所を占めることがあったでしょうか）のに対して、司祭の兄弟たちは、司牧的な働きをより選択する傾向がありました。



教皇グレゴリウス9世は司牧モデルにはっきりと軍配をあげました。ですから司祭がミサをし、告解を聴き、説教を行い、教え、さらには町の政治的な関わり合いに積極的に身を投じてゆくなら、その司祭がハンセン病の施設の中で、あるいは弱っている人たちの面倒をみる病院の中にいることは実に難しくなります。それで、司牧活動に近づくことのできない非聖職者の兄弟たちは、特に小さき兄弟会の始まりの頃の記憶に（少なくともある部分では）忠実であり続けることができたのです。こういった解釈は、確かに絶対的ではありません。説教という活動に専念したパドヴァのアントニオが体験したことを思い起こせば十分でしょう。彼はカンポザンピエロの静寂を好み、そこで隠遁所のための規則で薦められているものとよく似た環境の中で生活しました。同じように、司祭ではありませんでしたが、優れた能力と、大いなるエネルギーとダイナミズムに富み、孤独と静寂よりは活動的な生活と会の統治に献身したエリアのような人物でさえも、エクレストンのトマスの証言に従えば、1230年から1232年までの間、隠遁所で過ごした時期がありました<sup>39</sup>。

その後の歴史は修道者を、明白に区別された務めに従って活動する非聖職者と聖職者とに分けて見えています。その務めとは手仕事ばかりではなく、旅をしながら福音を説いて回る務めもあります（様々な列聖調査記録にざっと目を通すだけでも確信を得るのに十分です）。原初の体験の基本的要素であるこの務めが存続したのは、何より非聖職者の兄弟たちのおかげでした。今日一少なくとも西方教会では一非聖職者の兄弟たちと会の性質についてよく議論されています。しかしながら、典礼・司牧活動がエネルギー

---

<sup>39</sup> Cf. FF 2502.

のほとんど全てを吸い取ってしまう限り、考えられうるあらゆる論議は徒労に終わるだけでしょう。



## 今日の福音生活のあり方を提示する会則

コルネリウス・ボール、ofm

### 始めに：「閉じてしまったテキスト」の危機 — 対話への招き

現代では会則に関心を持つ人は、あたかもテキスト（文言）を守ったり正当化したりしなければならぬかのように、擁護者の役割を担わされることが往々にしてありますが、それは、私たちの日常の現実や問題や課題からかけ離れているように思われます。私たちが守ることを誓約し、会憲によれば、「本会の生活の基礎である」（会憲 2：1 参照）会則を現代的なものにするために、変える必要を感じる人もいます。実際に、現代人には理解しにくい文章の一部を削除したり、新しい文章を書き加えたりする可能性についても検討されました。これまで一般になされてきた法的な解釈によって、個人の召命の発見と成長が妨げられることがしばしばあったと考える人は多いのです。そこで疑問が生まれてきます、「自分自身に誠実であることを許さないような規則に忠実であることに何の意味があるのでしょうか」と。フランシスコが福音を生きることのみを望んでいたのであれば、それこそが小さき兄弟の目指す中心となるべきであって、会則は二の次になるはずで、源泉資料の刷新された研究によって、私たちはついに「本当のフランシスコ」を再発見しました。聖フランシスコの書き物の中でも特に 1223 年の会則——聖フランシスコの独創的な直感と当時の教会位階制度とが歩み寄った成果といわれている——

のテキストに関する研究は、より問題の核心を突く仕方です。私たちにフランシスカン・カリスマの何たるかを提示しています。

会則は、800年を経ても、私たちが擁護したり、修正したりする必要のないものです。それどころか、会則は昔の兄弟たちがしたように、会則と対話するようにと私たちを招いています。すべての対話がそうであるように、この対話にも二人の当事者がいます。すなわち会則と兄弟自身です。この出会いの条件はすべての対話と同じです。一人が相手の個性を尊重しつつ、相手に心を開き、自分の意見を押し付けることなく、相手の話に注意深く耳を傾けて相手を理解しようと努めることが必要です。そして、率直な心で、すべての出会いと同じくこの出会いも自分に何らかの影響を与えることを認識しつつ臨むことが必要です。この出会いは、何か新しいことを私に告げている、私を励まし、慰め、誘い、問いかけているのです。もしも相手を信頼せず、相手に何も期待しないならば本当の対話を始めることはできません。そして、もしも二人の話者の間に何も起こらないならば、二人は出会わなかったも同然なのです。会則に問いかける前に、自分の内面に生じる問いかけに耳を傾けなければなりません。文章を変えることよりも、私たち自身が回心することを求められています。ここで基本的な問いかけが生まれます。それは、私は、私たちは、会則に今でも何かを期待しているだろうかという問いです。この問いに対する答えが否ならば、今すぐこの話し合いを止める方がよいでしょう。

## 1. 主題：会則とコミュニケーションプロセスとしての会則解釈

会則が私たちを対話へと誘い、コミュニケーションを始めるようにと促しているという考え方は、勝手な思いつきではなく、三つのレベルで三種類の観察を行った結果に基づいています。

歴史的レベルで見ると、テキストは約14年間のコミュニケーションのプロセスを経て生まれました。絶えず取り上げられ、検討され、改変され、修正され、より正確で豊かなものにされたこの「プロセスの中にある会則」が生まれた歴史の全容を私たちは知っています。状況が新しくなると、新しい挑戦が生まれ、新しい応答が求められました。従って、会則の作者は兄弟会全体であると言えます。なぜなら、兄弟会の中で兄弟たちは絶えず互いに、また、フランシスコや教会とのコミュニケーションを取り続けてきたからです。

内容のレベルで見ると、テキストは、書かれた当時の兄弟会で必要とされていたすべてのコミュニケーションを書き留め、規定しています。当時は安定した修道院がなかったこと、兄弟たちは「世を巡り」(3:10)、「どこでも出会う可能性があった」(6:7参照)ことを忘れてはなりません。「現世においては旅人であり、寄留者であった」(6:2) 彼らは、修道院という塀の中に身を閉ざしてはならず、他者の助けにすがり(「信頼をもって施しを求め」6:2)、いつも新しい関係に心を開いていることを求められました。従って、共同体の支柱は人間関係でありました。事実、兄弟たちは修道院に入るのではなく、「従順の生活へ受け入れ」られたので

す（2：11）。また別の面でも関係性を大切にしていたことがわかります。たとえば、当時の教皇、およびフランシスコの後継者への従順（1：2、8：1）、出会いと対話の場としての総集会（8：2、5）、兄弟たちを「訪れる」管区長の義務（10：1）、管区長により頼むことは兄弟たちの義務でした（7：1、10：4）。その他、個人的な関係を表す家族的な表現もあります。たとえば、兄弟愛。兄弟たちは「どこにいても、またどこで出会っても、互いに同じ家族の者であることを示し、一人は他の一人に自分の必要をためらうことなく、打ち明けるべきである。まことに、母がその肉親の子を養い愛するとすれば、兄弟たちは、どれほど心をこめてその霊的兄弟を愛し、養わなければならないであろうか」（6：7-8）。管区長が目下の兄弟たちとの関係において示すべき「親密さ」（10：6）。従って、兄弟会の外においても、「神を畏れ敬う人」（2：8）や「霊的友」（4：2）とよい関係が築かれていました。これらの定めは、親密に織り込まれた人間関係を生み育て、単なるテキストの域を越えていました。

最後に、言語のレベルで見ると、テキストはそれを読む者に直接問いかけて、深い態度を身に付けるように仕向けています。恐らく過去において、私たちは会則の内容の分析にばかり夢中になっていたのでしょうか。しかし、他のすべてのテキストがそうであるように、このテキストにもさまざまな意味のレベルがあります。会則のテキストには、内容を伝えるだけでなく、私たちの心をも動かして、考え方や生き方、行動の仕方を誘発する意図があるのです。言語は情報の伝達手段であるだけでなく、コミュニケーションの手段でもあります。このテキストの意味は、その情報提供

的な役割にあるだけではなく、それを読む者との間に生まれるコミュニケーションと関係性にもあるのです。フランシスコが「生活様式」(forma vitae)を書きしめたのは、自分の後の世代が、具体的な生き方、行動の仕方を自ら見出させるため、また、兄弟を絶えず新たな回心に導くため、彼らに会への帰属意識とアイデンティティーを持たせるためでした。従って、彼は非常に实际的で教育的な意図を持っていたと言えます。彼の言葉遣いは、人に訴えるような響きを持っています。たとえば、「私は兄弟たちに戒め、勧める」(2 : 17、9 : 3、10 : 7)、「私は忠告し、戒め、勧める」(3 : 10)、「私は固く命じる」(4 : 1、10 : 3、11 : 1)、「私は従順によって命じる」(12 : 3)のような直接的な訴えだけでなく、決然たる行動を促す副詞もたくさん使っています。

ですから、すべての兄弟とのコミュニケーションのプロセスの中で生まれ、コミュニケーションを目的として書かれたこの会則は、「閉じてしまったテキスト(文書)」ではなく、開かれたダイナミックな現実、テキストそのものを超えていくものなのです。たとえば、1 2 2 3年のテキストにはいくつかの「隙間(スキマ・buchi)」があって、それがあがるために、会則と真の対話を始めることが可能になっています。ある意味で、これらの「隙間」を通して当時の世界に入ることができます。また、別の意味で、これらの「隙間」を通して、しかも直接的な形で、昔のテキストではあるがそれを超えた現代の現実と向き合うのです。これらの「隙間」は、会則が単なる語彙と文法から成る文書以上のものであり、それゆえに、単なる文字列としてのテキスト(ad litteram text)が把握できる以上のものであることを示しています。従って、その

ような「隙間」が会則のテキストの中にあるとするならば、会則を自分のものにするために付帯的な手段を用いる必要はなく、会則それ自体が私たちにその意味を示し、その言わんとするメッセージを明らかにしてくれるのです。会則を現代に即したものにしてくれる専門家を外部から呼ぶ必要はありません。会則自体が自分を解釈するコメンテーターであるからです。

これらの「隙間」について、もう少し詳しく見てみましょう。私はここでは7つの「隙間」を挙げますが、恐らく皆さんは別の「隙間」を見つけられることでしょう。

## 2. 説明：開かれたテキストに見られる「隙間」

### 2.1 テキストの違和感

テキストの随所に現代の読者にとっては理解に苦しむ、現実味のない、実生活の「役に立たない」表現があることを認めなければなりません。たとえば、中世のテキストは、当然のことながら現代のテキストとは異なった表現の仕方を持っているということです。この違和感があるために、私は時としてイライラし、幻滅し、腹を立て、その結果、そうだ、このテキストの文言は私が書いたものではないのだということに思い至るのです。しかしながら、テキストが私の思い通りの良く知っている内容だとしたら、ごく当たり前の一目瞭然なものだとしたら、それは要注意です。テキストは私が自己肯定するための鏡ではないからです。私がすでに知っていることを教えるだけの教師は教師とは言えません。なぜなら、私は住み慣れた世界を離れて回心するようにと促すような決定的な言葉を自分に向かって投げ掛けることはできないか



らです。違和感があるからこそ、新しい方法で自分を見つめることができ、気づかされ、疑問を抱き、誤りを正すことができるのです。分からないということは、やがてよく分かるようになることに通じます。違和感があるからこそ、方向が定まります。自分の好みでないからこそ、すぐには理解できないからこそ、たくさんの努力を必要とするからこそ、新しい体験ができるのです。会則にみられる違和感、私とは違うものの見方こそは、最初の「隙間」です。会則のテキストは、それ自体を超えていき、この出会いを現実のものとしてくれますが、私の世界には収まりきれない現実なのです。

## 2.2 創立の恵み

テキストの違和感はいかなる会則をその起源と密接に結びつけます。テキストは現代のものではありませんが、今でも生まれた場所の空気を吸っていて、その歴史的な背景と文化的由来の馥郁（ふくい）たる香りが感じられます。それは、すばらしいことで、大変価値のあるものです。なぜなら、それによって会則は時代を経ても古臭い文書になることはなく、どこでも通用し、すべての人が自分の意見や考えを込めることができるからです。会則は二通りの捉え方をすることができます。原文をその独特の歴史的形態に関連付けて解釈する方法と、原文から歴史的な顔を取り去って、自分の好きなものを盛り込むことのできる空の箱として使う方法です。

この観点から見ると、会則は、「会の再創立（*rifondazione dell'Ordine*）」プロセスの出発点となります。修道生活の刷新につ

いて述べている公会議は、これを「創立当初の精神に立ち返ること」であり「刷新すること」(aggiornamento)であると定義しています。しかし、どちらの考え方も誤解を招きかねません。なぜなら、「創立当初の精神に立ち返ること」は、あらゆる歴史的な発展が原初の価値を損なう悪いものであるかのような印象を与えるからです。しかし、後退や逆行を刷新の手段と考えることはできるのでしょうか。過去を復元(ricostruzione)することは、民俗学的に意味があるでしょうが、それ以上のものではありません。これに対し、刷新という考え方は、現代の現実を基本にして、私たちのあらゆる歴史的遺産をそれに適応させているように思われがちです。そこには、時流に乗ったつかの間の通念を守るために自分のルーツを失う危険が潜んではいないのでしょうか。また、これに対し、「再創立」という表現は、刷新が過去の歴史的段階に戻ることでもなければ、単なる外見的な現代化や強制的な現代化でもないと理解することができます。それは、何か本当に新しいことが、私たちの原初の精神から生まれ出るような創造的なプロセスなのです。

会則に話を戻しましょう。1223年のテキストは、さまざまな疑問点や問題があるにもかかわらず、創立時の恵みと貴重な思い出を保持しています。このテキストはそれ自体を超越しており、現代においても何か新しいものを生み出すことができると同時に、原初にも忠実であるような精神を内包しています。まさに創造的な忠実さです。そこには、逆説的ですが不可欠の緊張があります。原初のテキストを現代の歴史に転換すると同時に新しい未来へと向かわせるために、私たちは常に原初のテキスト、すなわち初期

の歴史に忠実に生きてきました。過去を越えて、何か新しいものを創造する能力こそが、原初への忠実さを示しているのです。

会則を基盤としたこの再創立のプロセスを、「フランシスコが今日生きていたなら、どうしただろうか」という疑問に置き換えて表現することができます。この問いはシンプルに見えますが、実はそうではありません。フランシスコはきっと私たちよりはるかにラディカルで、貧しいにちがいありません。しかし、彼は今なら金銭を使うことも、馬に乗ることも禁止しないのではないか、むしろ、現代における無所有（*espropriazione*）と小ささの精神というものを別の形で示してくれるにちがいないと私には思われます。つまり、彼は私たちが凡庸になり、中流に墮することを批判するのではないか、そして、形だけ昔に戻る原理主義を決して許さず、創立の恵み（創立当初の精神）の真の再生を促すのではないのでしょうか。

### 2.3 誓約した会則

フランシスコは遺言の中で会則について触れ、「会則」のことを「会則」以上のもの、つまり、「主に約束した会則である」（「遺言」34、24、29 以下参照）と述べています。会則のテキストが如何にそれ自体を超越しているかをもう一度考えてみましょう。大切なのはテキストそれ自体ではなく、誓約によって自分のものとしたテキストであり、私を主との関係において位置付けてくれるテキストなのです。そのことは、会則それ自体によって確認されています。修練者は「この会則と生活を常に守ることを約束」します（2: 11 参照）。フランシスコは兄弟たちに「守るべく主に約束し

たすべてのことにおいて、管区長に服従するように」(10:3)と命じていますし、「固く約束したとおり、私たちの主イエス・キリストの清貧と謙遜と聖福音を守ること」(12:4)について述べています。

「主に約束した会則」とは、会則のテキスト以上のものであり、私たちの行動規範以上のものなのです。それは、新しいあり方、新しい生活の質、自分の全存在をかけて主の神秘の中に入って行くことを示しています。会則のテキストは、主の弟子となる道を示してくれますが、主の弟子であるということは、テキストそれ自体を超えるものであり、それよりはるかに偉大で深いものなのです。

つまり、テキストを閉じてしまったテキストとしてではなく、開かれたテキストとして読む時に初めてテキストの意味を理解することができ、キリストとの実存的な関係を築くことができるということです。会則は、外側から、あるいは理論的に解釈すべきではありません。会則の完全な意味は、誓願によって、主の弟子となることによって、主および兄弟たちとの実存的な関係において初めて示されるのです。私は頭でというよりも、むしろイエスに従う足によって、会則を理解しています。会則の意味を把握するための唯一の方法は、回心と具体的な兄弟関係によってもたらされます。回心すればするほど、会則は私に多くを語りかけてくれます。自分自身を主とそして同じ会則を約束した兄弟たちとの関係の中に置けば置くほど、私は会則をよりよく理解することができます。理解は行動によってもたらされ、道は歩くことによつ

て開かれます。その逆のこともまた私たちは歴史から知っています。つまり、会則を兄弟性と回心から切り離して考えようとする試みです。「完全の鏡」によると、管区長たちは、「新しい会則に縛られるのはいやだ。彼が自分のために作ればいい、私たちのためではなく」（完全の鏡 1、ペルーシア伝 113[AC17]参照）と語っています。会則が「閉じてしまったもの」になったのはこの時で、この時からテキストについての論争が始まったのです。

## 2.4 生活と必要

「小さき兄弟たちの生活は始まる。」会則の 1 行目は、その後に続くすべての方向を指し示しています。この最初の文章だけで、テキスト全体がそれ自体を越えています。それ自体では意味をなさず、そこから始まり、そこへと導かれる生活の中で初めて意味を持ち得ます。会則はそれ自体には興味がなく、会則が形成したいと望む生活の方に注意を向けています。

最初の一節は、「小さき兄弟たちの会則と生活は・・・」となっています（1:1）。会則は、それ自体を生活と重ね合わせてはいますが、生活を完全には内包し得ず、むしろ生活「以上のもの」へと通じています。生活は会則以上のものです。なぜなら、会則は生活から生まれたものだからです。最初は、会則も計画もありませんでした。あるのはただ、生活の体験だけでした。兄弟会が生まれた最初の 15 年間は、絶えず成長が続いていたので、会則として明記することができなかつたようです。体験を規則の中に組み込むことは不可能ですし、生きて行かなければならないからです。生活と会則は共に成長して行きます。兄弟たちが自分たちを方向

付ける何かを手元に残そうとして1223年に会則を完成させることに決めたとはいえ、それは、それ自体が一つの終わりのないプロセスなのです。このプロセスが仮に一年早く、あるいは二年遅く終わったとしたら、この新しい会則は違った形のものになっていたでしょう。しかし、そうであったとしても、それは問題にはならないでしょう。なぜなら、私たちも知っているとおりに、この会則のすべての段階はフランシスコにとり、遺言が示しているように、その多様性の中で一つの会則を構成しているからです。従って、会則に忠実であることとは、生活の精神と様式に忠実であることであって、テキストを最終版として編集した一つの段階に忠実であることではないのです。

会則が裁可されて間もなくそのテキストが不十分であると考えられていたという事実から、生活が会則よりも何か偉大なものであることがわかります。多くのことが会則には書かれていないのです。従って、会則は、現代ではこれはどういう意味なのか、あれはどういう意味なのかと絶えず自問するようにと私たちを促しています。新しい挑戦に対して会則の精神で立ち向かうにはどうすればよいのでしょうか。会則それ自体が、状況に迫られて、注釈と解釈を必要としています。ただし、それは兄弟たちの気の緩みの結果ではなく（そういうことも歴史的に確かにありましたが）、具体的な規制の範囲を越えるような生活を鼓舞することができるからです。会則が「不十分」であるということはまさに、会則が創造力をもっていることにほかなりません。

最後に、生活は会則の内容を越えるものであることを会則それ

自体が示しています。たとえば、「この生活」について語る時（2：1「この生活に入ることを望んで、私たちの兄弟のもとに来る人があれば・・・」、2：11「この生活と会則を常を守ることを約束して」）、前提となっている現実、描写したり詳述したりできないものです。これについて、未裁可会則もやはり「私たちの生活」（2：2、4：3 参照）と表現しています。従って、会則は生活を限定的に解釈するだけでなく、それどころか、それ自体が生活によって解釈されているのです。それゆえに、今日でもなお、会則を記した本は、「この生活」すなわち、共同体、具体的な祈りと労働の実践などを求めている新しい兄弟たちの養成に充分であるとは言えません。

生活は、規制する文言の力を超えています。特に、それが「必要」と思われる場合はなおさらです。必要とは、極端な欠乏状態と人間の基本的必要の両方を意味しています。たとえば、「病人の必要に応じて、また、他の兄弟たちの衣服のために、管区長とクストスだけが、時と場所と地方の寒さに従い、必要と認めるとおりに、霊的友を通じて熱心に配慮する」（4：2）。フランシスコはさまざまな必要を知っていました。たとえば、病気（4：2、6：9 参照）、罪（7 参照）、総長が不十分である（8：4 参照）場合など。

「必要」について注意深く会則を読んでもみると、フランシスコが言っている生活とは、理想の生活ではなく、欠陥と限界だらけの現実であることがわかります。それは、兄弟たちが互いに口論したり（3：10 参照）、他人を軽蔑したり、裁いたり（2：17 参照）、あるいはまた、大罪を犯したり（7：1 参照）する生活なのです。

「必要」は閉じてしまったテキストの明確な規制の枠を外れて

います。それは逆にテキストを開かれたものにし、管区長に対しても、また、各兄弟個人に対しても自由の余地を与え、各人がそれぞれの状況に責任をもって対処することができるようにしています。未裁可会則の中で、フランシスコはあの有名な言葉「必要の前に法律はない」(9:16)を引用しています。ですから、たとえば、兄弟たちは「明らかに必要な時には、肉体的大齋の義務はない」(3:9参照)し、「差し迫った必要や病気のために、そうせざるを得ない場合は」馬に乗ることが許されます(3:12)。

聖フランシスコがこの自由を、「神の祝福のもとに」とか「神の御前で」という表現でしばしば与えていたことは興味深いことです。たとえば、「なお必要に迫られた者は、靴をはくこともできる」(2:16)し、「神の祝福のもとに、袋地や他の布切れで、衣服を繕うことができる」(2:16)のです。管区長は修練者に「時として、神の御旨による例外を認めない限り、二枚の修道服」を与えなければならない(2:10)し、罪を犯した兄弟に「神の御前で彼らに最もふさわしいと思われる」償いを与えさせます(7:2)。従って、そのような自由は、福音的ラディカリズムに反対する世界への妥協策としてではなく、まさに具体的な現実において福音を生きることができるために与えられるものなのです。それゆえ、「必要」は、テキストを開かれたものにするだけでなく、兄弟たちをも互いに開かれた者にしてくれます。「一人は他の一人に自分の必要をためらうことなく打ち明けるべきである」(6:8)とあるように。



## 2.5 主の霊の働き

あの有名な「会則を靈的に守る」(10:4)とはどういう意味でしょうか。もちろん、「ひたすら靈的に」つまり、現実生活に影響を与えないような内的なレベルで、という意味ではありません。むしろ、「聖霊に従って」とか、「聖霊を通して」という意味だと思います。会則のもう一つの鍵となる次の文章に照らして考えてみるとそれがはっきりするでしょう。無学な兄弟たちが「すべてを越えて憧れ望まなければならないことは、主の霊とその聖なる働きを持つことである」(10:8)。会則に記されているように、主の霊だけが、実際に私たちの内で働かれるのです。未裁可会則によれば、小さき兄弟の生活のすべては、主の霊の「聖なる働き」から生まれます。「もし、だれかが神の示しを受け、この生活に入ることを望んで私たち兄弟のもとに来るなら、・・・」(2:1、「聖女クララに与えられた生活様式」1参照)。宣教派遣もまた、聖霊の働きです。「兄弟たちのだれであろうと、神の勧め(神の靈感)により、イスラム教徒および非キリスト教徒のもとに行きたいと望む者は、・・・」(12:1)。

これらの二つの文章は、神の示しを受けた結果の人間の一種の「意思」を表しています。では、このことから、人間の次のような意思表示が聖霊によって喚起されたものと推論することはできるでしょうか。「もし、彼らが、このすべてを信じ、また、忠実に宣言して、終わりまで固く守ることを望むなら」(2:3);彼らが自分のすべての持ち物を貧しい人に施すことができなくても、「善意があれば十分である」(2:6);「聖なる40日の期間に、進んで大齋する者は、主より祝福されるが、望まない者に、その義務は

ない」(3:6)。私の意見では、これらの文章は、フランシスコが兄弟各人を尊重していたことを示すだけでなく、特に、彼が、各人をそれぞれに合わせた形で召し出され、励まされる聖霊の「聖なる働き」に信頼していたことを示していると思います。従って、すでに述べたように、「必要」だけでなく、聖霊もが、ここでは各人の召命の表現と思われるあの自由に向かって導いているのです。志望者は、「主の示しのままに、自分の財産を自由に処理することができる」(2:7)のです。また、「良心」(anima)という言葉も、会則の中でフランシスコは各人の靈感 (inspiration) を表すために使っているように思われます。兄弟たちは「良心と我々の会則に反しないすべてのことにおいて」、管区長に服従しなければならない(10:3)。会則は良心、すなわち、各兄弟の心の呼びかけを保護し、守るものなのです。

会則はここでもまた、聖霊の働きとその結果である個人の召命について触れることにより、それ自体を越えています。「聖霊に従って守られた」規則は、全生活を操縦するような閉じてしまったテキストであるはずがなく、むしろ開かれた会則となるはずです。そして、主の霊が自由に私の生活に入ってこられるようにし、その聖なる働きのための余地を作り出すはずなのです。

フランシスコに啓示を与えられた聖霊、私を召し出された聖霊、私の兄弟たちの中で働かれる聖霊は、いずれも同じ主の霊です。現代の小さき兄弟としての私の務めは、フランシスコの真似をすることではなく、800年前にフランシスコが彼なりのやり方で従った同じ聖霊に、私なりのやり方で従うことです。会則を「字

義どおりに」(ad litteram) 守ろうとすれば、フランシスコとかけ離れてしまいます。なぜなら、私は彼の時代の世界に生きているわけではないからです。むしろ、会則を「聖霊に従って」守ることにより、私はフランシスコと深く結ばれます。

## 2.6 福音、そして主と教会との関係

これまですでに何度も言われたことだとしても、ここでもう一度繰り返しておかねばならぬことがあります。それは、会則は福音を生きるための助けに過ぎないということです。「小さき兄弟たちの会則と生活は、私たちの主イエス・キリストの聖福音を守ることである・・・」(1:1)。この最初の文章によって早くも、会則はそれ自体を超え、それ自体を目的とする閉じてしまったテキストではなく、福音に向かって開かれたテキスト、すなわち、私たちを絶えず主の御前に立たせるテキストとなっています。会則は福音書をもっとよく読むためのメガネのようなものです。しかし、いくらメガネがあっても、福音書を手に取らなければ何の役にも立ちません。従って、会則のテキストは、福音に照らして読み、福音に基づいて理解し、解釈し、福音で満たし、福音によって訂正し、敷衍し、時代に即したものにする必要があります。私たちは皆会則を誓約しました。しかしながら、私たちは会則を守ることによって兄弟となるのではなく、フランシスコが会則の最後の文章でその意味を要約しているように、「私たちが固く約束したとおり、私たちの主イエス・キリストの聖福音を守る」(12:4) ことによって、兄弟となるのです。

上に述べたことはすべて、会則の求めている多くの態度が、そ

れ自体で価値を持つ目標としての徳とみなされていないということからも確認されます。会則が求めている態度とは、相関的なものであって、キリストを土台として始めて深い意味を見いだすことができ、「キリストと同じ感情」（「奉獻生活」参照）を体験するように私たちを招くことによって、私たちをキリストとの関係の中に位置付けてくれます。会則の中でフランシスコが賛美している清貧は、そもそも人間の特質ではなくて、キリスト御自身の体験であり、それが、後に兄弟たちの「生活様式」となったのです。

「主が、私たちのために、現世において貧しい者となられたからである。これこそ、我がいと愛する兄弟のあなたがたを天の国の相続者ならびに王の地位につかせた、いと高き清貧の頂きである」

(6:4)。自分の自由意志を放棄しても、それだけでは価値はなく、「神のために」放棄してこそ、つまり、神との関係においてなされてこそ価値を持つのです。「兄弟たちは、神のために、自分の自由意志を放棄したことを思い起こさなければならない」(10:2)。最後に、会則は「私たちの主イエス・キリストの清貧と謙遜と聖福音を守るためである」(12:4)という言葉で締めくくられています。従って、清貧と謙遜とは、抽象的な徳でもなければ、普遍的な宗教的価値でも、苦行の手段でもなく、キリストの態度を表現する兄弟たちの「生活様式」なのです。フランシスコがしばしば「主イエス・キリストにおいて」忠告し、戒め、勧めているのは、恐らくそのゆえでしょう(3:10、10:7参照)。フランシスコの訓戒に権威を与えているのは彼自身ではなく、「主イエス・キリストにおいて」という言葉です。それは、これらの勧告が主の御計画の実現を助けるためです。

会則のテキストは教会について触れた箇所でも同じように開かれ、それ自体を越えていることを忘れてはなりません。たとえば、教皇への従順（1：2 参照）、志望者を「カトリックの信仰と教会の秘跡について」入念に調べること（2：2）、司教の許可なくしてその教区内で説教してはならぬこと（9：1）、「常に聖なる教会の足下に臣下としてとどまるために」（12：4）聖なるローマ教会の枢機卿の一人を保護者としていただくこと、など。会則は兄弟たちの矯正の義務（「この兄弟会の矯正者」）を聖なる教会に委ねています。テキストは極めて明瞭な形でそれ自体を越えています。テキストは自らを閉じてしまうことなく、外部からの矯正を可能にし、必要としています。この教会との関係について、フランシスコはその「遺言」の中で、会則に注釈を加え、次のように述べています：「これを兄弟たちに与えるのは、私たちが既に約束した会則を、いっそうカトリック的に守るためです」（「遺言」4）と。

## 2.7 兄弟フランシスコ

「私は兄弟たちに戒め、勧める」（2：17、9：3、10：7）、「私は忠告し、戒め、勧める」（3：10）、「私は固く命じる」（4：1、10：3、11：1）、「私は従順によって命じる」（12：3）。会則の作者がある意味で兄弟会全体であり、フゴリノ枢機卿とその他の専門家がその最終的な作成に協力したとはいえ、テキストを通して私たちに語りかけているのは、兄弟フランシスコなのです。テキストはフランシスコが兄弟たちに提案する彼自身の福音体験にほかなりません。彼の「遺言」と「全兄弟会にあてた手紙」を読むと、彼がいかにか自分自身と会則を同じように考えていたかが分かります（「遺言」24：29、34、38 および「全兄弟会にあてた手紙」40、43

参照)。フランシスコの個性と霊性が会則の内容よりもはるかに広く深いものであることは事実です。彼の生活の多くの側面の方が、彼の会則の一部の文章よりも現代人に通用し、親しみやすいように見えるのも事実です。会則の中には、私たちの生活の重要なテーマがたくさんあります。たとえば、兄弟愛、小ささ、清貧、宣教派遣、祈りの精神など。でも、それらがすべてではありません。フランシスコの生活からはさらに別のものを垣間見ることができます。たとえば、被造物の保護です。しかし、このように、会則にすべてが含まれていないとしても、たいした問題ではありません。いずれにしても、それで会則の価値が下がるわけではありません。むしろ、テキストは「私は戒め、勧める」とか「私は忠告する」という言葉により、フランシスコという人を通して、開かれたものになっています。イエスはエマオの弟子たちに聖書の意味を説明されましたが、フランシスコも似たような方法で、会則の意味と生活様式の意味を私たちに示してくれています。フランシスコの書き物や源泉資料を再発見することは、会則を相対的なものにするどころか、むしろ、会則をより深く、よりよく理解する助けとなっています。会則のテキストは、私たちがフランシスコに導くことによって、それ自体を越えています。なぜなら、フランシスコこそはこれらの一行一行を通して私たちに伝えようとしたすべてのことを解釈できる人だからです。

### 3. 評価：今日の福音生活のダイナミズム

#### 3.1 会則に慣れ親しんでいることに気づく

会則は閉じてしまったテキストではなく、いくつかの「隙間」を持つことによって、それ自体を越える開かれたダイナミックな

現実であるという主題から、この講話はスタートしました。「隙間」があるからこそ、今日私たちは、昔のテキストが内包しながらも同時にそれを超える現実に直面することを迫られるのです。

もう一度よく吟味してみましょう。私は会則の中に自分の居場所を見いだしているのでしょうか。ここで言っているのは、内容をただ知的に分析することではありません。ここでは、フィーリングのことも考慮に入れてのことです。第三の千年紀に生きる私たち兄弟は、1223年の会則の世界に慣れ親しんでいると感じているのでしょうか。

関係性が織り込まれたこの会則の中には、コミュニケーション、人間関係の大切さ、対話する使命に対する現代的な感受性が秘められているように思われます。このテキストの持つ異質感、違和感は、私をしばしば閉じてしまった自分の世界から無理やり脱出するように仕向けますが、それは、新しい体験を通して新しい地平線が開かれるためなのです。新しい本物のフランシスカン精神を現代世界に発展させることのできる最初の源泉、創立の恵みが、私に生気を与えてくれます。会則は驚くほどの明晰さをもって、誓願に忠実であるように、つまり、福音生活を具体的に実践するようにと要求しています。なぜなら、それこそは、私たちの生活の完全な意味を理解する鍵だからです。会則は、自由に、恐れずに、必要と問題を抱えた現代生活に直面できるように私を助けてくれていると感じます。私は、私たちと私たちの住む世界を福音化するように促す会則の現実主義が好きです。この現実主義のお陰で、私は兄弟たちとすべての人々の限界と困難と紆余曲折をは

つきり認識することができます。親しい関係、平和、権力や金銭を求めない小ささの精神で共に生きること、他人を裁いたり軽蔑したりせず共に生きること、これらは、政治的・社会的なあらゆる意味合いにおいて、まだまだ実践されなければなりません。会則の中にはありがたいことに、主の霊に対する信頼を見いだすことができます。同じ主の霊は、私の内でも、また、私のすべての兄弟の内でも働かれ、それゆえに私は兄弟各人の召命に大きな尊敬を払うように、そして、私たちを深い交わりのうちに結び付けてくれるものを絶えず探し求めるように招かれていると感じます。現代の個人と共同体との間に見られる緊張は、すでに会則の中にあります！ですから、会則のテキストが古めかしくて、しばしば違和感があると認めることは、自分自身を疎外してしまうのではなく、むしろ、自分の召命を発見するのを助け、その結果、「自分自身になる」のを、すなわち、神の目から見た私となるのを助けてくれます。

創立の恵みを考える時、フランシスコは私の「父」(pater)であり、いつも私の先にいるのですが、彼と共に、彼のようにキリストの足跡を辿る時、彼は私の兄弟となり、私のそばにいます。私は、彼が私の生活の中で道を示す手本であることを実感すると同時に、自分が彼の真似をしなくてもよいのだと感じてほっとしています。会則は、キリストに焦点を当てることによって、現代に生きる一人の小さき兄弟としての自分の成長振りを発見し、理解する助けとなります。



### 3.2 会則のダイナミズム：「より以上のもの」をめざす

会則への忠実さについて、チェラノのトマスは1246年に次のように記しています：「この時代の兄弟たちは、すべてにおいて定められたこと以上のことをするのに熱心だったので、会則を忠実に守ることを難しいとも、苦しいとも思わなかったのである。愛が一層大いなるものへと人を駆り立てるとき、そこには弛緩や怠慢は存在し得ないのである」と（2チェラノ 209）。この一節によって、会則を理解するには二つの方法があることがわかります。すなわち、義務を課し、静的に守ることを求める、それ自体を目的とする閉じてしまったテキストと考える方法と、開かれたテキストと考える方法です。これまで、会則を開かれたものにする「隙間」を見てきたではありませんか！会則は「より以上のこと」をするための、そして、私たちの全生活をダイナミックなものにしてくれる道具なのです。会則を閉じてしまったテキストと見るならば、それは多くの命令や禁止事項の羅列にすぎませんが、開かれたテキストと見るならば、それは絶えざる成長に向かって私たちの背中を押してくれます。会則は私たちにたくさんの自由の余地を与えてくれていますが、それは、好きなようにおやりなさいという意味ではなく、主と可能な限りもっと親しい交わりを持ちなさいという意味なのです。

今日および未来の修道生活についての最も重要な問いの一つは、「修道生活は、初期養成という限られた期間だけでなく、私の全生涯を通して、私の人間的成長と信仰における成長を助けるものとなっているか」ということだと思います。それとも、修道生活は、ある一定の時期から、修道会という組織の中で働くことだけ

を求めるものになるのでしょうか。会則の持つダイナミックで創造的な力は、私たちの成長を促しており、そのことは疑いの余地のないことです。しかし、それを具体的に評価できるのは私だけです。会則のテキストに導かれた生活が本当に私により以上の生活、より以上の意味、主との関係におけるより以上の何かを与えてくれているかを評価することのできるのは、私だけです。会の歴史の中で会則がもたらしたものを考えると、会則はそれ自体が、まだまだ計り知れない大きな可能性を秘めていることが分かります。

### **結論：「兄弟レオへの手紙」に照らしてみた会則**

意外と思われるかもしれませんが、終わりに当たって、これまで述べてきたことを中心点を、会則を「兄弟レオへの手紙」に照らして考えることによって、まとめてみたいと思います。

ここでもまた、「生活の最重要性」が見て取れます。まず生活があり、共に歩いて初めて、書かれたテキストは生きた体験の結果となって表れます。「道々、私たちが語り合ったすべての言葉を、私は次のひと言に簡潔にまとめ、勧めとします」とあるように。この手紙もまた開かれたテキストであり、「私の所に来ることが必要であり、あなたが来るのを望むなら、おいでなさい」と新しい道へと私たちを誘い、生活においてそれ自体を超えるテキストとなっています。ここでもまた、人間関係の大切さが表れています。二人の兄弟が語り合いながら、一人がもう一人に自分の必要を打ち明けています。「私は母のように、あなたに“わが子よ”と呼びかけます。」この言葉は、会則の第六章を彷彿させます。ここでも

また、「より良い」ことを強調する言葉の中に示された「より以上のもの」のダイナミズムが見て取れます。すべては、「神である主をお喜ばせし、その御足跡に従って行くために、あなたにとって最善と思われる」ことに変わって行きます。ここでもまた、他人の召命を尊重する心が、個人の自由の余地を広げています：「神である主をお喜ばせするために、あなたにとって最善と思われることを、神の祝福と私への従順のうちに、行いなさい。」これは、好きなようにおやりなさいという自由放任ではなく、本当の自由、すなわち、より本物の弟子となるための必要条件なのです。

最後に実行すること、具体的な形で実践することを強調する言葉があり、それによってすべてが言い尽くされています：「あなたにとって最善と思われることを、神の祝福のうちに、行いなさい」。この「行いなさい」は、「遺言」の次の一節を思い起こさせます：「主が私に会則とこれらの言葉を単純かつ純粋に述べさせ、書き記させてくださったように、あなたがたも、単純に何の傍注も加えずにこれを理解し、聖なる行いをもって最後まで守ってください」（「遺言」39）。

**小さき兄弟たちの会則と現代**

発行：2008年8月11日

翻訳編集：フランシスコ会日本管区

東京都港区六本木 4-2-39

聖ヨゼフ修道院